

目黒区豪雨対策計画

令和 3 年 3 月



目次

第1章 計画改定の背景と目的	1
1 計画改定の背景	1
2 計画の位置づけ	3
3 計画の期間	3
4 計画の目的	4
5 計画とSDGs	4
第2章 目黒区の概要	5
1 位置・地形等	5
2 土地利用の状況	6
3 河川及び流域の概要	8
第3章 水害発生状況の変化	14
1 過去の水害発生状況	14
2 降雨状況の変化	16
第4章 豪雨対策の現状と課題	19
1 河川	19
2 下水道	22
3 流域対策	24
4 家づくり・まちづくり対策	25
5 避難・防災対策	26
第5章 豪雨対策の目標	27
1 目黒区豪雨対策の目標	27
2 豪雨対策の役割分担	28
第6章 豪雨対策の方針及び取組	30
1 基本的な考え方	30
2 豪雨対策の体系	31
3 東京都における河川及び下水道の整備	32
4 流域対策	33
5 家づくり・まちづくり対策	42
6 避難・防災対策	45
7 豪雨対策の取組とスケジュール	51
第7章 区民、事業者等に取り組んでいただく主な取組（再掲）	54
1 流域対策	54
2 家づくり・まちづくり対策	55
3 避難・防災対策	55
<用語集>	56
注）本文中の※の付いている用語の説明を記載しています。	

第1章 計画改定の背景と目的

1 計画改定の背景

区は、「東京都における総合的な治水対策についての本報告(昭和61年7月答申)」を元に、平成2年11月に「目黒区総合治水対策基本計画」を策定しました。その後、都の「東京都豪雨対策基本方針」や「流域別豪雨対策計画※」の策定を受け、平成22年5月に「目黒区総合治水対策基本計画」を改定し、都は広域的な治水対策として時間50ミリ相当の降雨に対応していくため河川や下水道の施設整備などを、区は時間5ミリ相当の降雨に対応する流域対策※(雨水貯留・浸透施設の整備等)に取り組んできました。

しかし、令和元年10月の台風第19号や、近年時間50ミリを超える豪雨が頻発している状況、新型コロナウイルス感染症への対応、国及び都の動向を踏まえ、区の役割である雨水流出を抑制する流域対策や、区民への情報発信等のソフト対策の取組を充実させ、区民と目標を共有しながら豪雨対策※を着実に推進、加速していく必要があるため、「目黒区総合治水対策計画」を改定します。

なお、近年の豪雨に対応した更なる対策を推進するとともに、自助※・共助・公助の考え方のもと、区民や事業者にとって分かりやすい計画とするため、計画名称を「目黒区総合治水対策基本計画」から「目黒区豪雨対策計画」に変更します。

○ 東京都豪雨対策基本方針の改定

東京都では、近年の豪雨災害や「東京都内の中小河川における今後の整備のあり方について」の提言などを踏まえ、基本方針の見直しに着手し、平成26年6月に「東京都豪雨対策基本方針」を改定しました。

豪雨対策を強化する流域・地区においては、時間75ミリ降雨(区部)までは浸水被害を防止するなどの方針を示し、豪雨へのより一層の対策強化を図ることとしました。

○ 流域別豪雨対策計画の改定

東京都総合治水対策協議会※は、平成26年6月の「東京都豪雨対策基本方針(改定)※」に基づき、呑川流域豪雨対策計画を平成31年3月に、目黒川流域豪雨対策計画を令和元年11月に改定しました。

各流域の新たな目標である時間10ミリ降雨相当分の対策量などを自治体別に示しました。

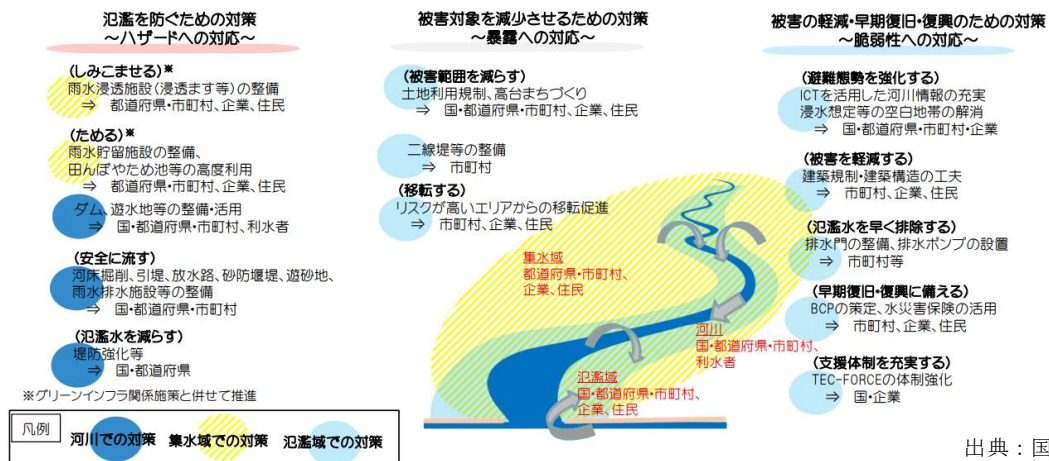
○ 東京都豪雨対策アクションプランの策定

令和元年10月に発生した台風第19号では、都内でも記録的な降雨に見舞われましたが、これまで整備してきた施設が浸水被害の軽減に一定の効果を発揮しました。しかし、近年の豪雨災害を踏まえ、施設整備を着実に推進するとともに、新たな検討を加えた豪雨対策の更なる加速・強化として、おおむね5年間の行動計画をまとめた「東京都豪雨対策アクションプラン※」を令和2年1月に策定しました。

○ 国による流域治水プロジェクトの推進

平成 27 年 9 月の関東・東北豪雨や 28 年 4 月の熊本地震、30 年 7 月豪雨など、近年毎年のように全国各地で自然災害が発生しています。気候変動による水災害リスクの増大に備えるためには、これまでの河川管理者等の取組だけでなく、集水域から氾濫域にわたる流域に関わる関係者が、主体的に取り組む社会を構築する必要があります。

これを踏まえ国土交通省は、近年の豪雨など自然災害の頻発、激甚化を踏まえた部局横断の防災・減災対策として、河川氾濫を防ぐための堤防整備に加え、土地利用の規制や避難体制の強化といった緊急対策を面的に実施する「流域治水プロジェクト」を、全国 109 水系で令和 2 年度内の策定を目指しています。



出典：国土交通省

あらゆる関係者により流域全体で行う「流域治水」への転換イメージ

○ グリーンインフラの促進

平成 27 年度に閣議決定された国土形成計画、第 4 次社会資本整備重点計画において、「国土の適切な管理」、「安全・安心で持続可能な国土」、「人口減少・高齢化等に対応した持続可能な地域社会の形成」といった課題への対応の一つとして、グリーンインフラ※の取組を推進することが盛り込まれました。

人口減少・少子高齢化に伴う土地利用の変化や気候変動に伴う災害リスクの増大といった課題へ対応するため、社会資本整備や土地利用等に際して自然環境の持つ多様な機能を利用することが急務となっています。



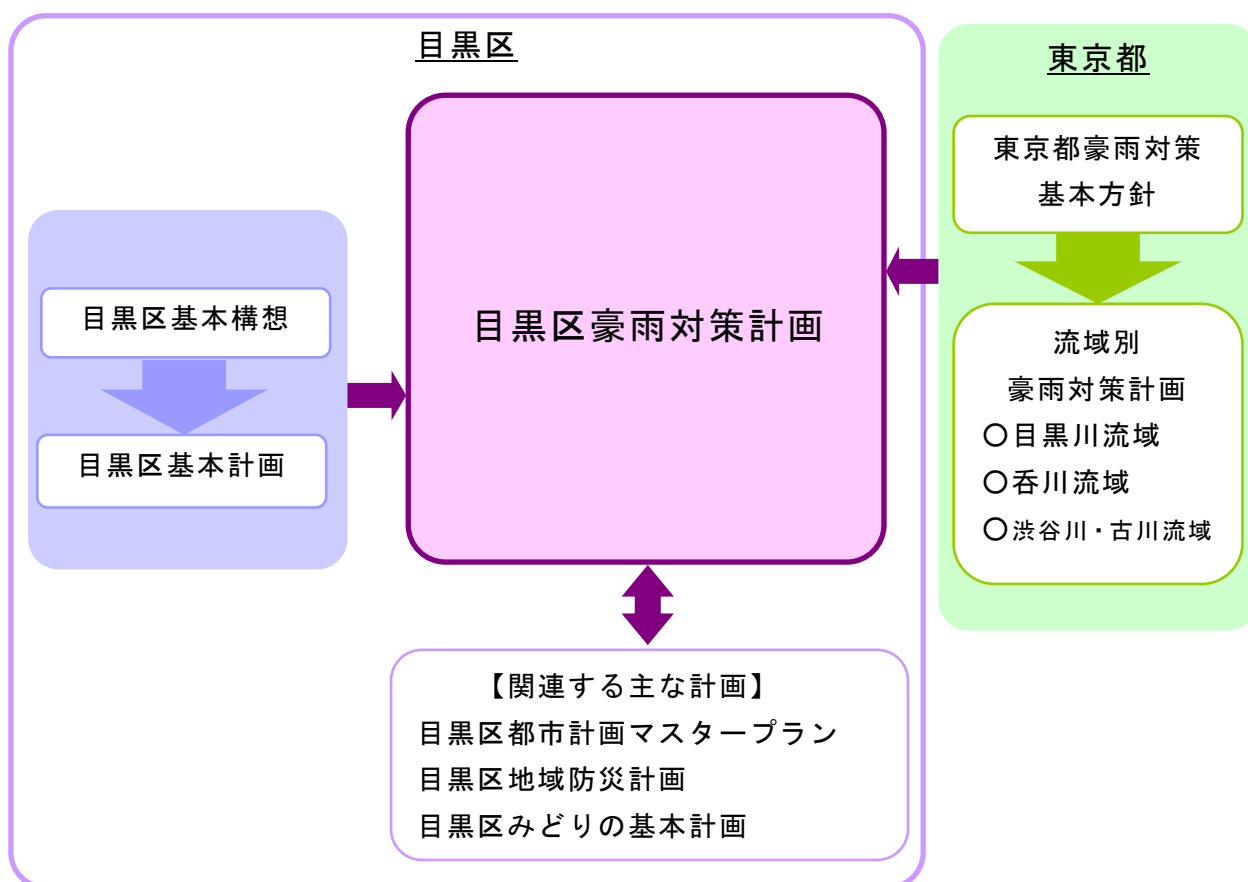
グリーンインフラを活用した河川整備

出典：国土交通省

2 計画の位置づけ

この計画は、目黒区基本計画の補助計画として他の関連計画との整合を図りながら豪雨対策を進めていきます。また、豪雨対策は各河川において流域全体が一体となって取り組む事業のため、「東京都豪雨対策基本方針」及び「流域別豪雨対策計画」を基本とし、区の地域特性に応じた豪雨対策を総合的に推進していきます。

なお、効果的、効率的な豪雨対策を実現するため、河川・下水道整備については東京都が進め、雨水流出抑制施設※の整備促進や緑地の保全などの「流域対策」、区民の生命、財産を守ることができる「家づくり・まちづくり対策」及び「避難・防災対策」については区が進めるよう、東京都との役割分担を明確に設定し、連携を強化していきます。



目黒区豪雨対策計画の位置づけ

3 計画の期間

計画期間は、本計画の基本とした「東京都豪雨対策基本方針」及び「流域別豪雨対策計画」との整合を図り、平成26年からおおむね30年後の姿を見据えながら当面達成すべき水準としての目標年度を令和19年度とします。

なお、本計画の内容は、計画期間中においても必要に応じて見直しを行い、大幅な状況変化が生じた場合には改定することとします。

4 計画の目的

本計画は、区内全域を対象に「水害から区民の生命を守る」、「水害による財産被害を軽減する」、「出水時も必要不可欠な都市機能を確保する」ことを目的とします。

目的１：水害から区民の生命を守る

区内及び都内の一部地域において、時間 50 ミリを超える局所的な集中豪雨が頻発しています。集中豪雨により、目黒川をはじめ区内の下水道から、突如浸水が発生する可能性があります。

豪雨をはじめ台風等の降雨から区民や事業者等が自らの生命を自分で守れるよう啓発を行っていくとともに、区は人的被害を軽減するよう治水対策に取り組んでいきます。

目的２：水害による財産被害を軽減する

短時間で局所的に発生する豪雨や長時間降り続く降雨は、豪雨対策を上回る規模の雨量が発生し、被害をもたらす可能性があります。

戸建住宅やマンション、商業施設などの新築、増改築等の際、区民や事業者等が水害に備えるための意識啓発とともに、財産被害が軽減できる仕組みづくりを行っていきます。

目的３：出水時も必要不可欠な都市機能を確保する

鉄道、道路、ガス、電気、電話などの公共施設が浸水により機能が失われた際、その影響は広域に及び被害は甚大なものとなります。

出水時においても必要不可欠な都市機能を確保するため、施設管理者が自ら水害に備えることができるように努めていきます。

近年の降雨状況から、水害はある日突然起こり得る災害として認識することが必要です。区が率先して進める豪雨対策だけではなく、区民や事業者等の協力が不可欠です。

計画の推進に当たっては、自らの生命・財産を守るための備えが一層重要となることから、区と区民、事業者等は、自らの身は自らが守る「自助」、自分たちのまちを助け合って守る「共助」及び区による「公助」の考え方のもと、それぞれの役割を果たしながら連携して取り組んでいきます。

5 計画とSDGs

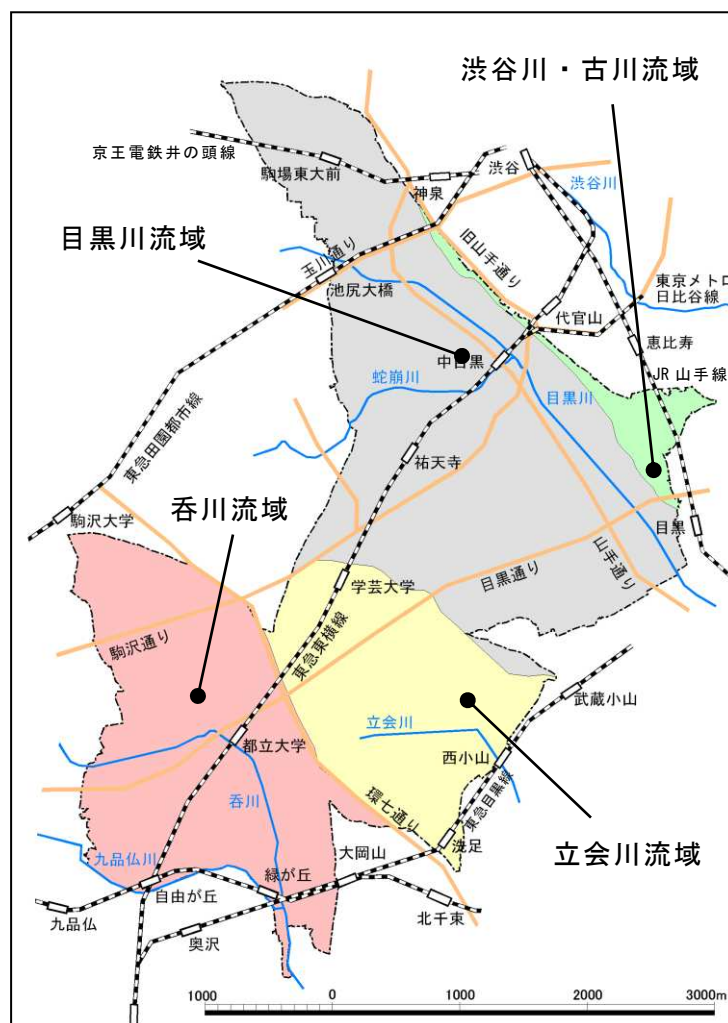
本計画の目的である「水害から区民の生命を守る」、「水害による財産被害を軽減する」、「出水時も必要不可欠な都市機能を確保する」は、SDGs※（エス・ディー・ジーズ）が示す目標 11「住み続けられるまちづくりを」や、目標 13「気候変動に具体的な対策を」とも共通するものです。

第2章 目黒区の概要

1 位置・地形等

区は東京 23 区の南西部に位置し、品川区、大田区、世田谷区、渋谷区の各区と接しています。

区内には、3 つの水系（目黒川水系、立会川水系、呑川水系）と 5 つの二級河川（目黒川、蛇崩川、立会川、呑川、九品仏川）があり、都の条例に基づき区が管理しています。これらの河川は区内において目黒川と呑川の一部を除き、下水道幹線として暗きょ※化され、緑道として区民の憩いの場となっています。区の北東部は渋谷区、港区を流下する渋谷川・古川流域の一部に含まれています。



目黒区の河川及び流域概要図

2 土地利用の状況

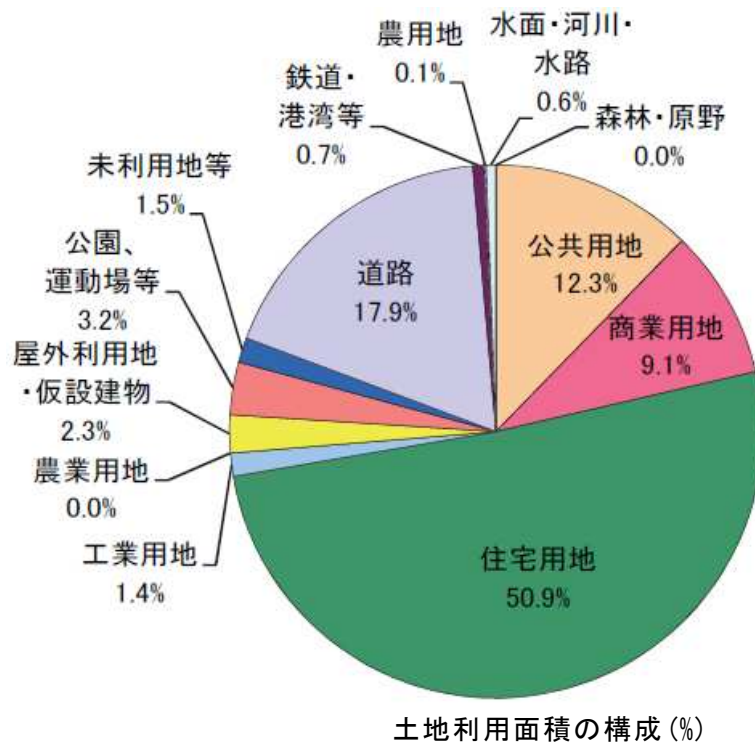
(1) 土地利用面積と状況

区全域面積 1,470ha のうち、宅地（公共用地、商業用地、住宅用地、工業用地、農業用地）は 73.7%（1,080.46ha）を占めています。宅地のうち最も面積を占めているのは住宅用地で 50.9%（746.30ha）、次いで公共用地 12.3%（178.40ha）、商業用地 9.1%（135.02ha）、工業用地 1.4%（20.64ha）となっています。

宅地以外の土地利用では、道路の割合が最も多く 17.9%（263.54ha）を占めています。道路は管理者別に、区道、都道、国道に区分されます。次いで公園、運動場等が 3.2%（47.48ha）を占めています。比較的規模の大きい公園として、都立林試の森公園、都立駒沢公園及び区立碑文谷公園などが挙げられます。

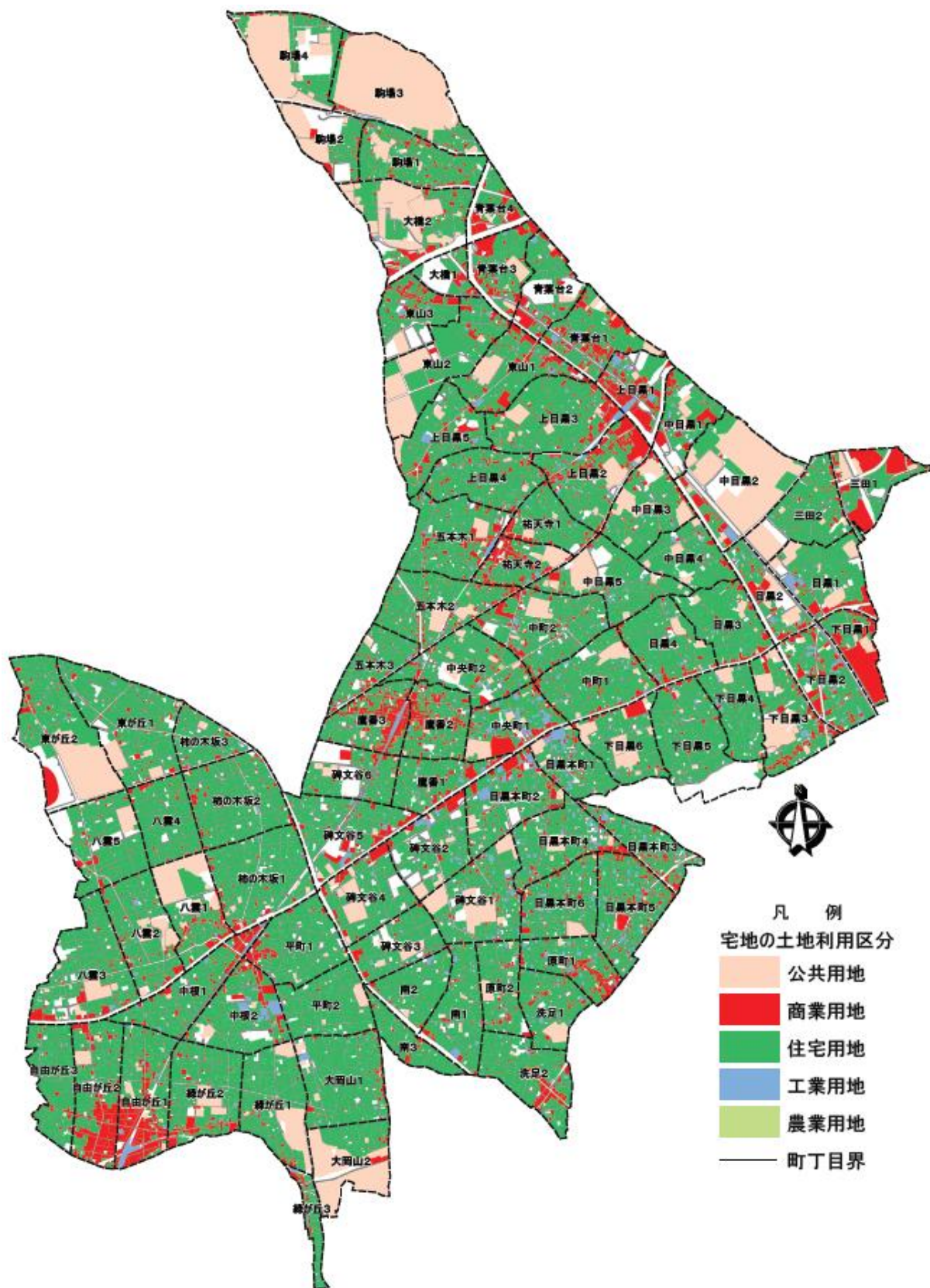
その他には、屋外利用地・仮設建物が 2.3%（34.12ha）を占めています。これらは区内全域に点在しています。

比較的規模の大きい公共施設として、教育文化施設では目黒川流域に防衛省施設や東京大学、呑川流域に東京工業大学があります。また、厚生医療施設では目黒川流域に東邦大学医療センター大橋病院、呑川流域に国立病院機構東京医療センターがあります。



土地利用面積の構成 (%)

出典：「目黒区の土地利用 2017」



宅地の土地利用現況（公共、商業、住宅、工業、農業用地による分類）

出典：「目黒区の土地利用 2017」

3 河川及び流域の概要

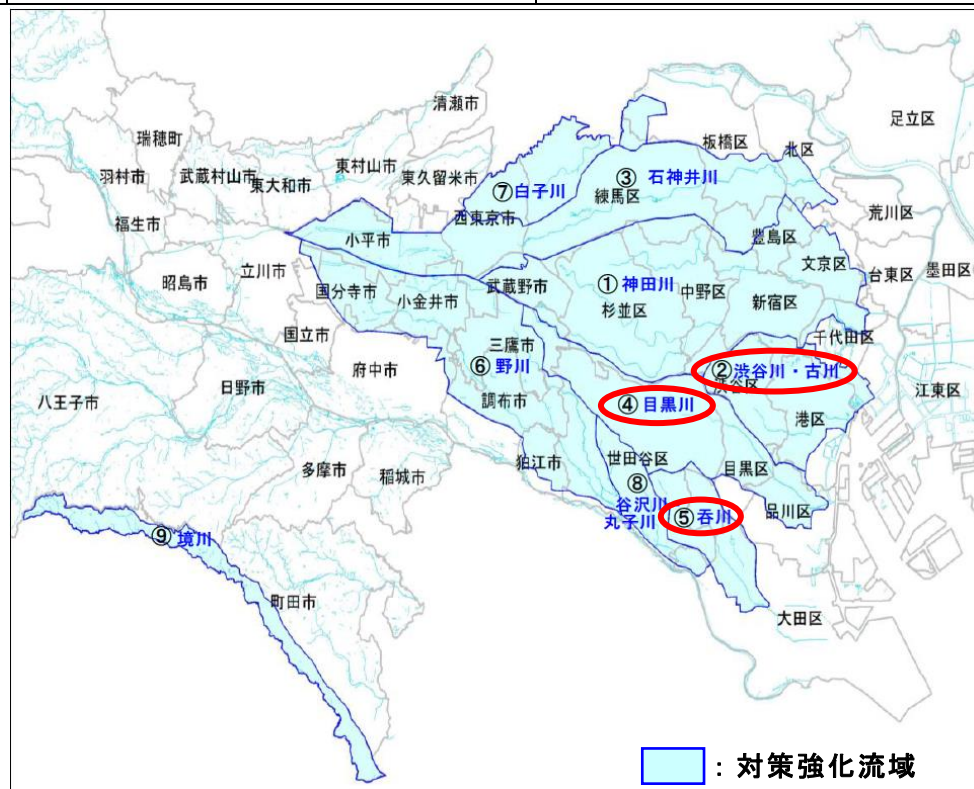
東京都は「東京都豪雨対策基本方針」において、浸水被害や降雨状況、流域特性、対策の進捗等に基づいて重点的に対策を実施する「対策強化流域（9 流域）」と「対策強化地区（19 地区）」を選定しました。目黒区では、対策強化流域として渋谷川・古川流域、目黒川流域及び呑川流域、対策強化地区として上目黒地区及び八雲地区が該当し、対策強化流域では「流域別豪雨対策計画」が策定されています。

区は目黒川水系、呑川水系、渋谷川・古川水系、立会川水系の 4 水系の流域に属しています。この中で立会川流域は「対策強化流域」に含まれていないため、「流域別豪雨対策計画」が策定されていません。しかし、立会川流域においても近年浸水被害が発生しているため、対策を行う必要があります。

したがって、区の豪雨対策は、区内全域を対象として進めていきます。

東京都が選定した対策強化流域

名称	選定条件	対象流域
対策強化流域	➤過去の浸水被害状況（浸水棟数、被害額） ➤降雨状況（豪雨の発生頻度） ➤流域特性（人口、資産額などの被害ポテンシャル） ➤対策状況（河川整備、下水道整備などの対策状況）	①神田川流域 ②渋谷川・古川流域 ③石神井川流域 ④目黒川流域 ⑤呑川流域 ⑥野川流域 ⑦白子川流域 ⑧谷沢川・丸子川流域 ⑨境川流域 今後の河川整備の進捗や水害の発生状況等を踏まえ順次、流域の追加を検討します。



出典：「東京都豪雨対策基本方針（改定）」

東京都が選定した対策強化地区

名称	選定条件	対象地区
対策強化地区	➤ 浸水被害の発生状況（浸水棟数） ➤ 施設の重要性や浸水に対する脆弱性（大規模な地下施設など） ➤ 下水道施設の能力評価（下水道幹線の流下能力） ➤ 対策状況（下水道整備、河川整備などの対策状況）	75ミリ対策地区 ① 目黒区上目黒、世田谷区弦巻 ② 目黒区八雲、世田谷区深沢 ③ 大田区上池台 ④ 文京区千石、豊島区南大塚 50ミリ拡充対策地区 ⑤ 港区白金、品川区上大崎 ⑥ 品川区戸越、西品川 ⑦ 中野区東中野、杉並区阿佐谷 ⑧ 杉並区荻窪 ⑨ 文京区大塚 ⑩ 文京区千駄木 地下街対策地区 ⑪ 新宿駅 ⑫ 渋谷駅西口 ⑬ 渋谷駅東口 ⑭ 池袋駅 ⑮ 東京駅八重洲口 ⑯ 東京駅丸の内口 ⑰ 新橋・汐留駅 ⑱ 銀座駅 ⑲ 上野・浅草駅 今後の浸水被害の発生状況により、地域特性などを踏まえ地区の追加を検討します。



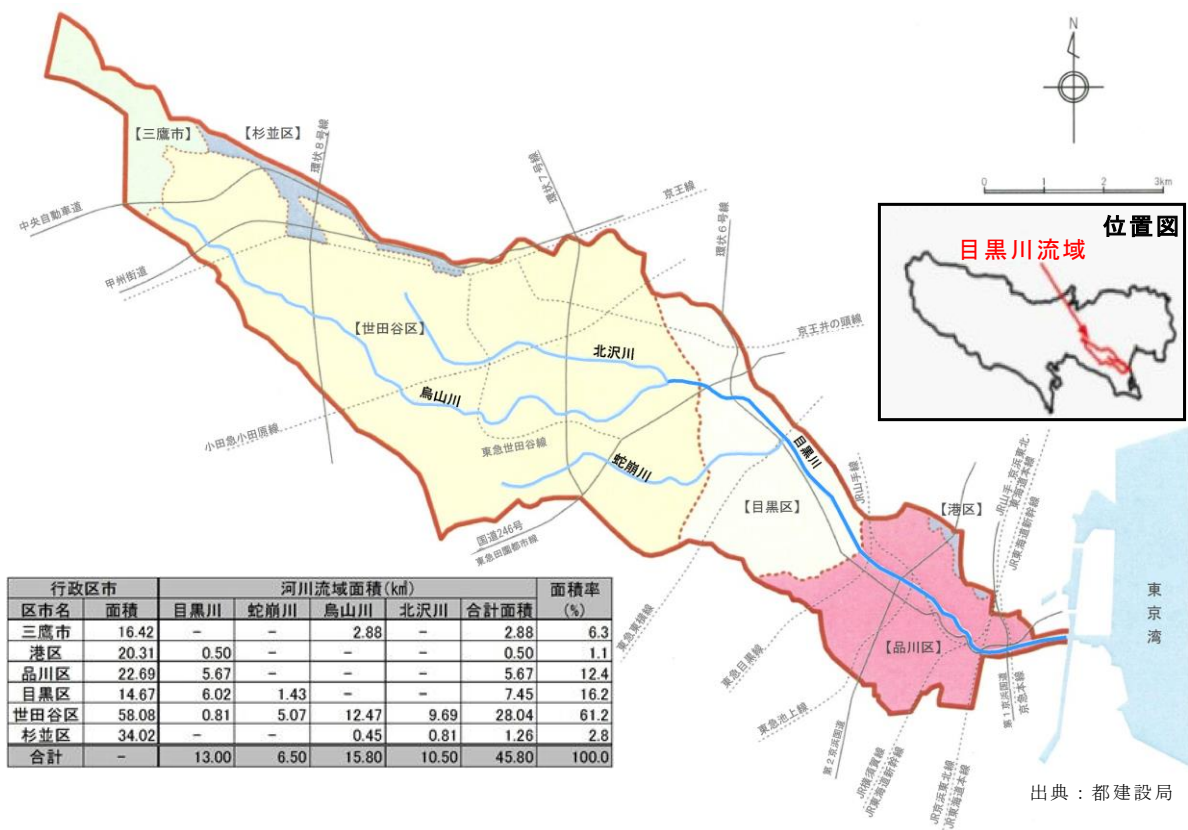
出典：「東京都豪雨対策基本方針（改定）」

(1) 目黒川流域

目黒川は、烏山川と北沢川が合流する世田谷区池尻三丁目を上流端とし、世田谷区、目黒区を東流し、途中上目黒一丁目地先で支川蛇崩川を合わせ品川区東品川一丁目地先で東京湾に注ぐ、流域面積 45.8 km²、河川延長 8.0km、支川を合わせた流路延長 30.3km の二級河川です。

流域は、港区、品川区、目黒区、世田谷区、杉並区、三鷹市の 6 区市にまたがり、流域内人口は 73.8 万人、流域の北は神田川流域、渋谷川・古川流域、南は呑川流域、野川流域、谷沢川・丸子川流域に隣接しています。

目黒川大橋上流部及び 3 支川は、昭和 30 年代の急速な宅地造成や工場建設等による水環境の悪化により暗きょ化されています。現在、それらの地上部は緑道として利用されています。



目黒川流域図

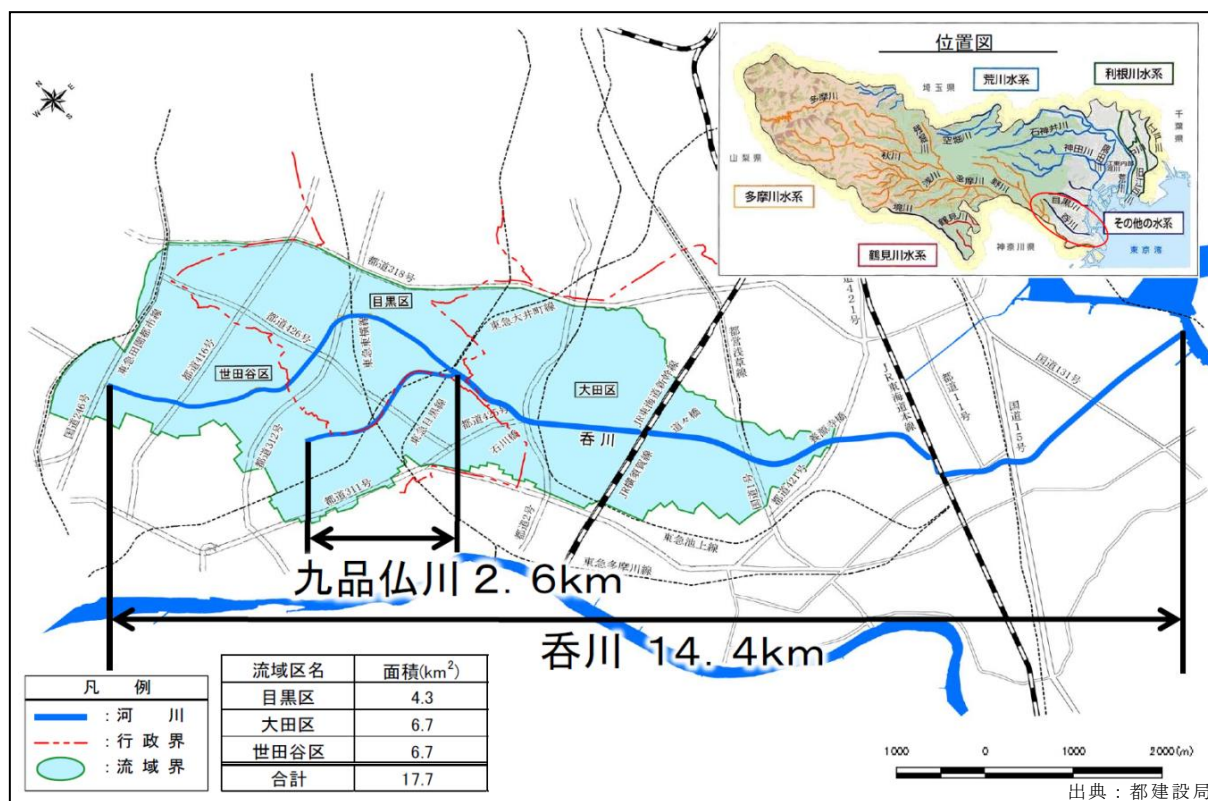
出典：「目黒川流域豪雨対策計画（改定）」

(2) 香川流域

香川は、世田谷区新町地先を源として世田谷区内を東南に流れた後、荏原台と田園調布台にはさまれた谷底低地に沿って東南に流れて東京湾に注ぐ、流域面積約 17.7 km²、河川延長約 14.4km の二級河川です。

香川に流入する支川には、目黒区緑が丘地先において合流する河川延長約 2.6 km の九品仏川があります。流域は、世田谷区、目黒区、大田区の 3 区にまたがり、流域内人口は約 25.6 万人、流域の北は目黒川流域、東は立会川流域と内川流域、南西は谷沢川・丸子川流域、南は多摩川流域に隣接しています。

現在、呑川の九品仏川合流点より上流と九品仏川は覆蓋化されており、下水道事業区間となっています。また、大田区池上一丁目地先の堤方橋より下流域の雨水は、下水道施設を通じて東京湾へ直接放流されています。



呑川流域図

出典：「呑川流域豪雨対策計画（改定）」

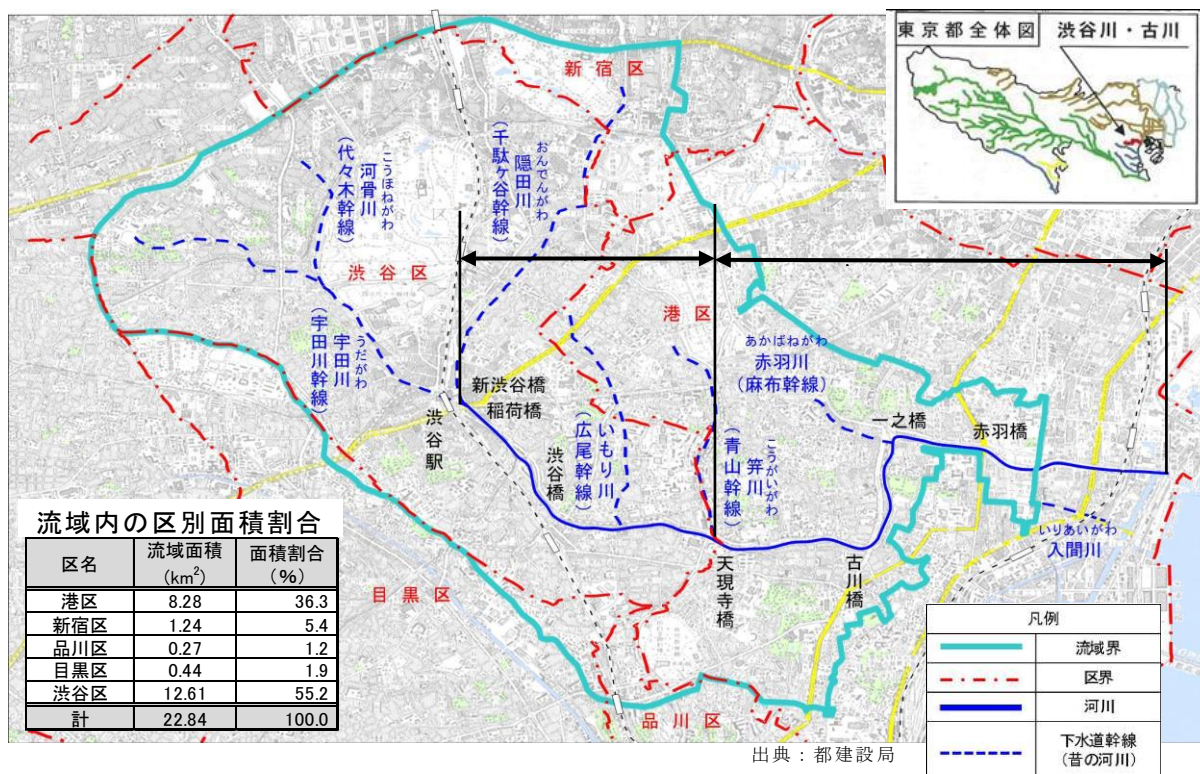
(3) 渋谷川・古川流域

渋谷川・古川は、ＪＲ渋谷駅前の新渋谷橋を上流端とし、渋谷区、港区内を流下して東京湾に注ぐ、流域面積22.8km²、河川延長6.8kmの二級河川です。

渋谷区と港区の区界である天現寺橋を境に上流2.4kmが渋谷川、下流4.4kmが古川と呼ばれています。

現在の渋谷川・古川は、河川の最上流(新渋谷橋)の約60m下流側に位置する稲荷橋から開水路となり、ＪＲ浜松町駅付近で東京湾に注いでいます。

沿川は、都市化の影響を受けてビルや家屋が川岸まで密集しています。また、古川においては、ほとんどの区間が首都高速道路により河川上空を覆われています。



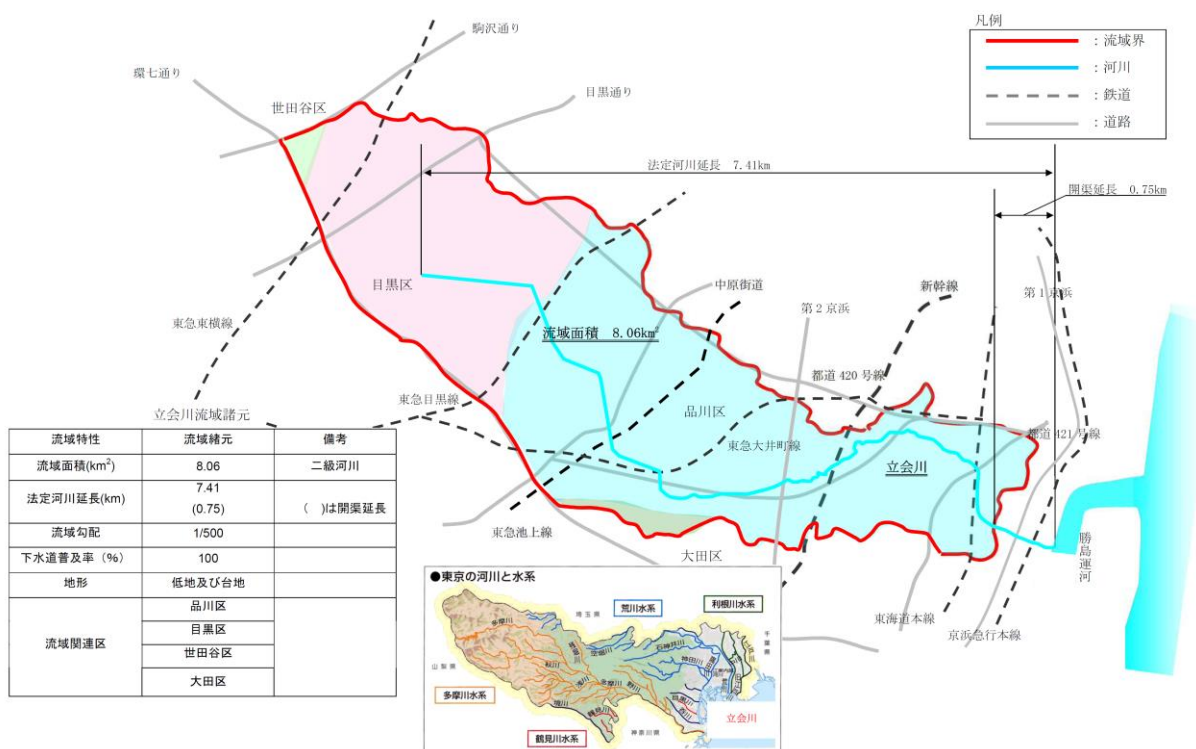
渋谷川・古川流域地形概要図

出典：「渋谷川・古川流域豪雨対策計画（改定）」

(4) 立会川流域

立会川は目黒区碑文谷一丁目地先を源として、品川区東大井二丁目地先の浜川橋下流で東京湾に注ぐ、流域面積8.06km²、流路延長7.41km（開渠延長 0.75km）の二級河川です。流域は、品川区、目黒区、世田谷区、大田区の4区にまたがっています。

月見橋（品川区東大井六丁目付近）から起点（目黒区碑文谷一丁目付近）の区間6.66kmは下水道幹線（立会川幹線）として、暗きょ化されています。



立会川流域図

出典：「立会川河川整備計画」

第3章 水害発生状況の変化

1 過去の水害発生状況

区では昭和56年7月の時間50ミリを超える豪雨により、目黒川の溢水※などで甚大な浸水被害が発生しました。平成25年7月には、世田谷区や目黒区を中心に約500棟が浸水するなど、浸水被害が発生しています。水害は、各河川や下水道の整備状況及び流域の対策状況により発生状況が異なります。

なお、区内における水害の発生状況は、次のとおりです。

区民提供写真

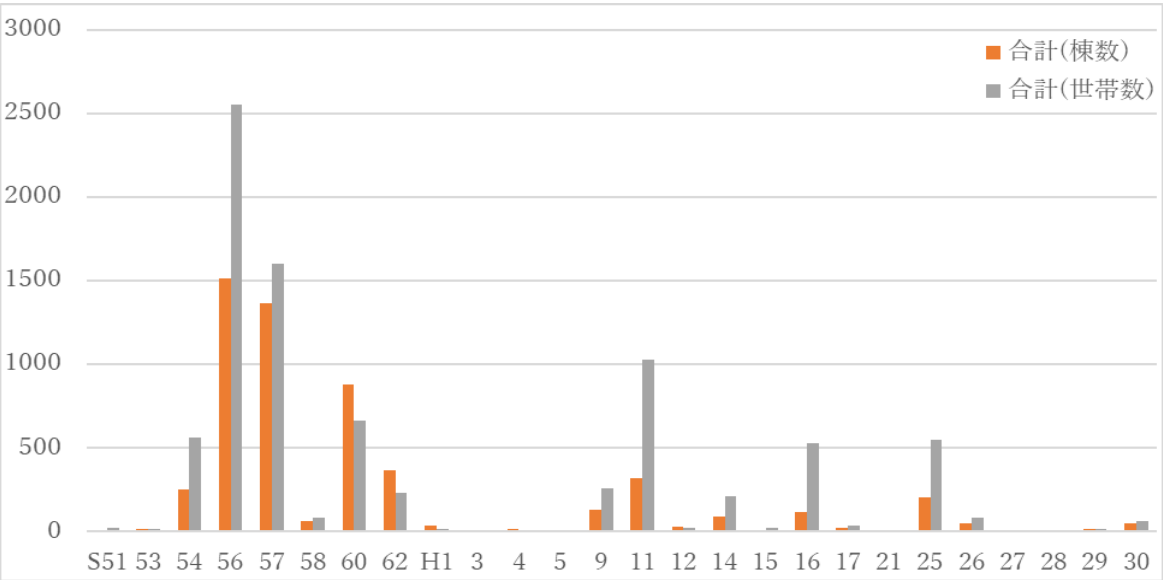


中目黒駅前浸水写真(昭和56年7月22日)



駒場東大前駅付近(平成26年6月29日)

区内の浸水被害(昭和51年～平成30年)



データ出典：
東京都建設局

発生年	S51	53	54	56	57	58	60	62	H1	3	4	5	9
浸水棟数	11	14	253	1,515	1,362	63	879	366	36	2	13	1	130
浸水世帯数	24	13	565	2,050	1,603	82	664	230	14	0	7	0	256
浸水面積(ha)	0.5	0.7	10.6	40.7	69.9	1.6	35.1	12.7	3.5	0.02	0.14	0.01	3.49

発生年	H11	12	14	15	16	17	21	25	26	27	28	29	30
浸水棟数	317	28	89	6	120	25	2	208	48	4	1	17	53
浸水世帯数	1,030	22	212	26	531	34	2	550	86	4	1	16	64
浸水面積(ha)	6.55	0.35	1.15	0.19	1.22	0.36	0	0.43	0.11	0	0	0.08	0.33

区内の浸水履歴(平成 25 年～令和元年)

No	発生日 (原因)	町名	被害区分
1	平成 25 年 7 月 23 日 (大雨)	東山、上目黒、中目黒、目黒、下目黒、中町、五本木、祐天寺、中央町、目黒本町、原町、洗足、南、碑文谷、鷹番、平町、緑ヶ丘、中根、柿の木坂、八雲、東が丘、自由が丘	床上、床下
2	26 年 6 月 29 日 (大雨)	駒場、青葉台、東山、大橋、上目黒、中目黒、目黒、下目黒、中町、五本木	床上、床下、その他
3	27 年 9 月 10 日 (大雨)	大橋、目黒、碑文谷、鷹番、八雲、東が丘	床下、その他
4	28 年 8 月 22 日 (台風第 9 号)	大橋	床下
5	29 年 8 月 19 日 (大雨)	洗足、碑文谷、大岡山、中根、柿の木坂、八雲、東が丘	床上、床下、その他
6	29 年 10 月 22 日 (台風第 21 号)	大橋、柿の木坂	床上、床下
7	30 年 3 月 9 日 (大雨)	緑が丘	床上
8	30 年 8 月 27 日 (大雨)	中町、中根、八雲、東が丘、自由が丘	床上、床下、その他
9	令和元年 9 月 9 日 (台風第 15 号)	柿の木坂	床上
10	元年 10 月 12 日 (台風第 19 号)	目黒本町	その他

※ 被害区分「その他」は、居室部分ではない、主に駐車場や倉庫（物置）等への被害を指します。

出典：「目黒区ホームページ（浸水履歴）」を元に作成

区内で浸水等被害の発生した主な大雨（集中豪雨）

発生日	雨量観測所	時間 最大雨量	被害件数		
			床上 浸水	床下 浸水	その他
平成 25 年 7 月 23 日	中央町局	100 ミリ	118	47	55
26 年 6 月 29 日	駒場局	50 ミリ	34	7	13
29 年 8 月 19 日	宮前局	53 ミリ	7	4	3
30 年 8 月 27 日	宮前局	76 ミリ	27	4	13

※ 被害件数「その他」は、駐車場や倉庫等への浸水を指します。

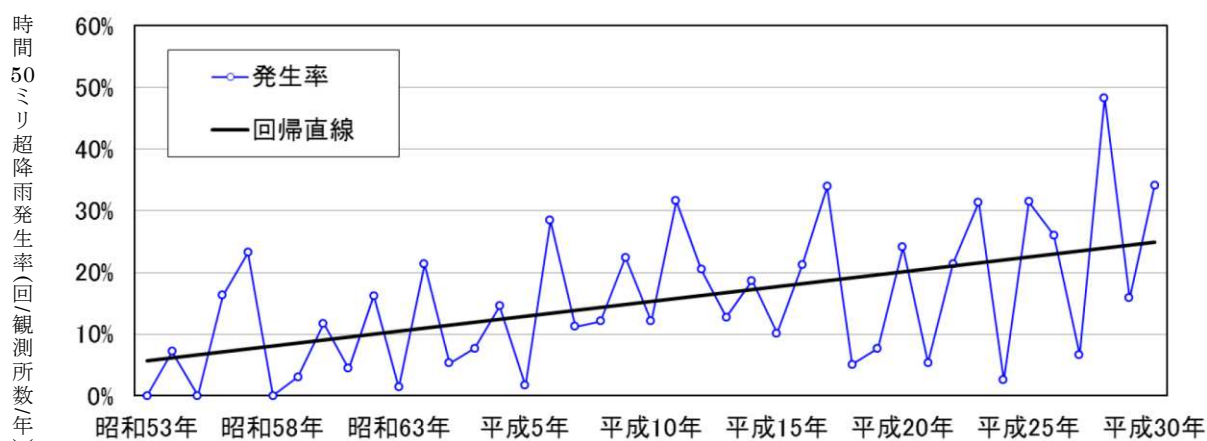
2 降雨状況の変化

(1) 増加する豪雨

近年、東京においては、時間 50 ミリを超える豪雨が増加しています。

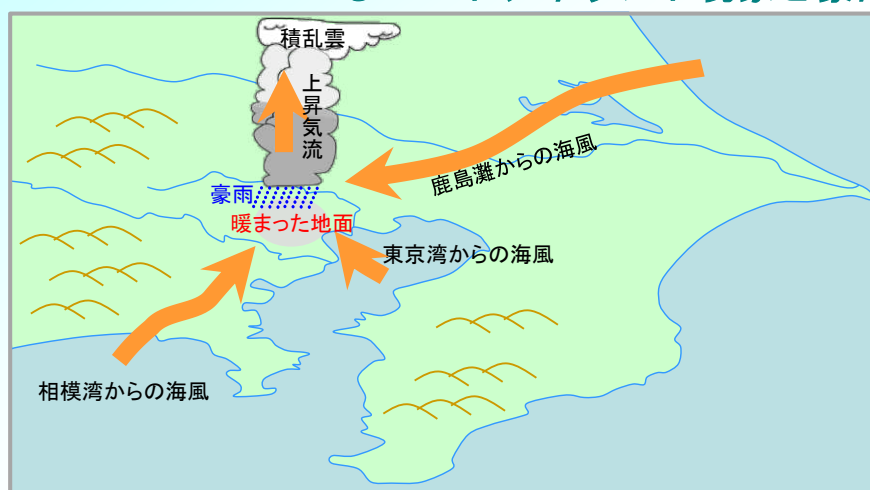
このような時間 50 ミリを超える降雨回数の増加傾向については、地球温暖化やヒートアイランド現象などの影響も考えられることから、今後も継続する可能性があります。

＜都内の時間 50 ミリ超豪雨の発生率推移＞



データ出典：東京都建設局「過去の水害記録」

●ヒートアイランド現象と豪雨の関係



区部北西部における集中豪雨のメカニズム

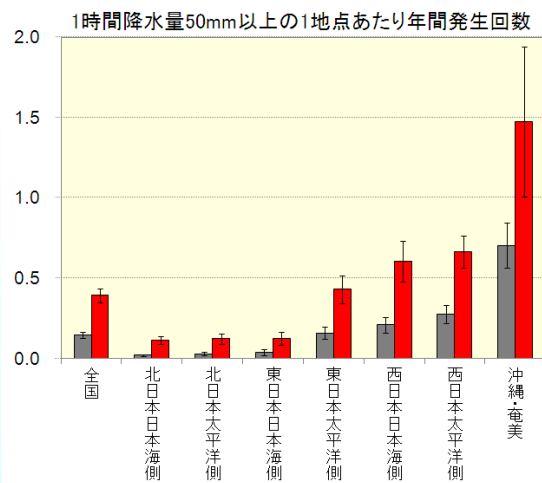
都市から排出される熱による高温部をヒートアイランド（熱の島）と呼びます。

近年、区部北西部を中心に増加している集中豪雨は、台風による豪雨などと異なり、時間的空間的スケールが非常に小さいことが特徴となっています。

こうした豪雨の発生要因のひとつとしては、発生前のヒートアイランドの形成と東京湾、相模湾、そして鹿島灘の3方向からの海風の収束が大きな影響を与えているといわれています。（三上 2003、2005）

出典：「東京都豪雨対策基本方針（改定）」

●地球温暖化と大雨の関係



出典：気象庁「地球温暖化予測情報 第8巻」(2013 年)

将来(2076～2095 年を想定)の 1 時間 50mm 以上の降雨の発生回数予測

棒グラフが現在気候(灰)、将来気候(赤)における発生回数で、
縦棒は年々変動の標準偏差を示す

産業活動等による CO₂ などの温室効果ガスの増加によって 20 世紀に入り地上気温は急激に上昇しています。

国連の気候変動に関する政府間パネル (IPCC) の第 4 次評価報告書 (2007 年)における A1B シナリオ^(注)を用いた気象庁の予測では、将来(2076～2095 年を想定)、日本の年平均気温は 3℃程度上昇する見込みです。

また、時間 50 ミリを超えるような短時間豪雨の発生回数は、多くの地域で増加する見込みです。

(注) A1Bシナリオ：高度経済成長が続き、グローバル化の進行により地域間格差が縮小、新しい技術が急速に広まる未来社会で、全てのエネルギーのバランスを重視すると想定)

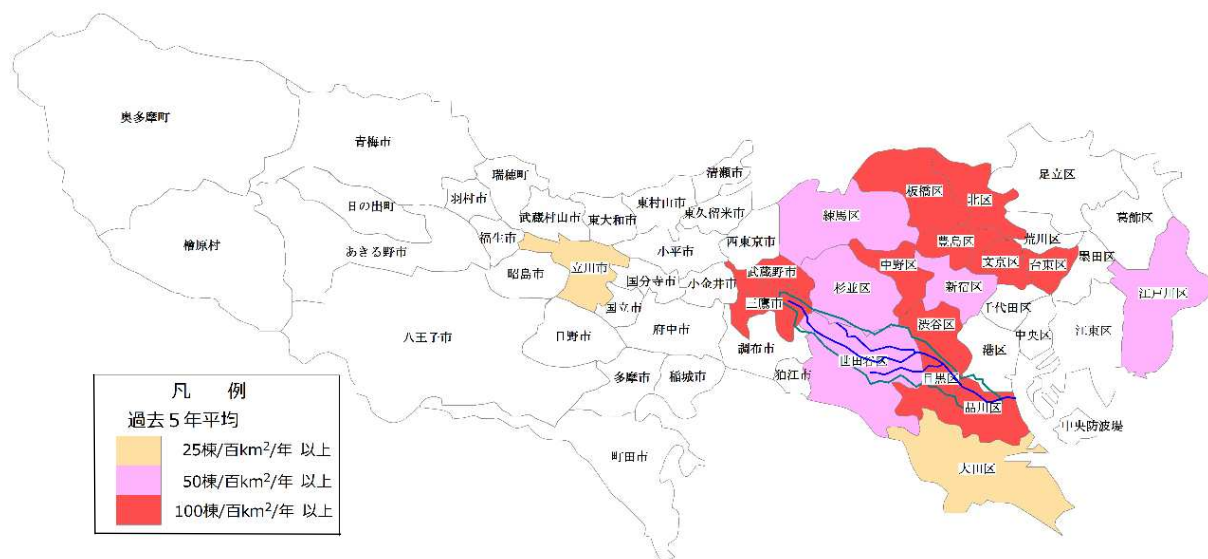
出典：「東京都豪雨対策基本方針 (改定)」

(2) 一部地域に集中する浸水被害

近年の浸水被害棟数や被害額を流域別にみると、区部を流れる中小河川流域に被害が集中する傾向があり、その理由として、以下の項目が挙げられます。

- ① 流域内に豪雨頻発地域を抱えていること。
- ② 都市化が進み、雨水の流出が短時間に集中しやすいこと。
- ③ 財産、人口、浸水に脆弱な地下空間が集中していること。

平成 25 年 7 月、26 年 6 月の豪雨など、区が属する目黒川、立会川、呑川、渋谷川・古川の 4 流域全体で浸水被害が発生しています。区においても、豪雨による水害の備えを行う必要があります。



区市町村別浸水被害棟数の分布(平成 22～26 年)

出典：「目黒川流域豪雨対策計画（改定）」



区市町村別浸水被害額の分布(平成 22～26 年)

出典：「目黒川流域豪雨対策計画（改定）」

第 4 章 豪雨対策の現状と課題

1 河川

区の二級河川は、現在目黒川と呑川の一部を除き、そのほとんどが下水道幹線として暗きょ化されています。

(1) 目黒川

ア 河道※の整備

目黒川河口から 5.5km の船入場調節池を境に、下流側では自然河床、上流側ではコンクリート河床あるいは護床ブロックの三面張り護岸となっています。

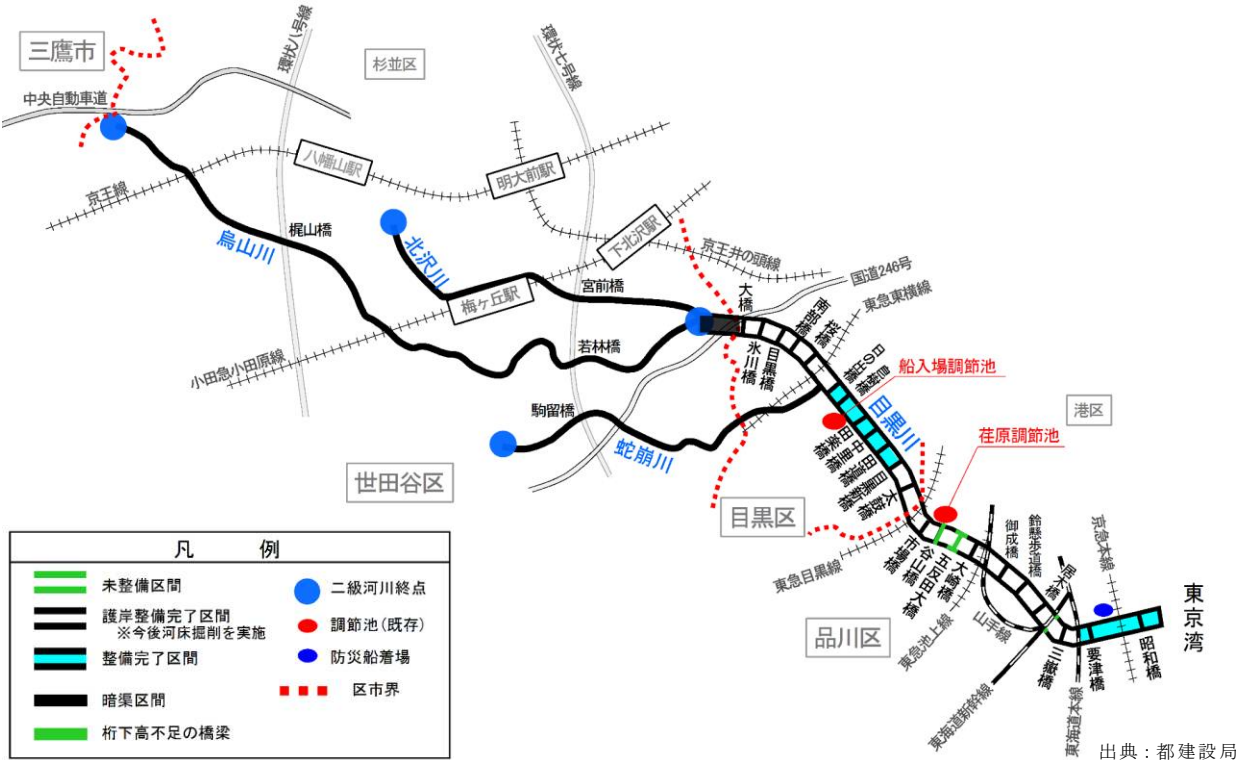
時間 50 ミリの降雨に対応した護岸はおおむね整備済みですが、東海道本線から新橋までの約 3.1km と日の出橋から上流部にあたる約 1.5km の区間は河床掘削が残っており、流下能力が不足しています。

イ 調節池の整備

一時的に洪水を貯留する施設（調節池）を整備し、水害の軽減を図っています。目黒川では、平成 2 年に船入場調節池、14 年に荏原調節池が完成しています。

調節池の整備状況（目黒川）

河川	名称	調節池容量 (m³)	所在地
目黒川	船入場調節池	55,000	目黒区
目黒川	荏原調節池	200,000	品川区



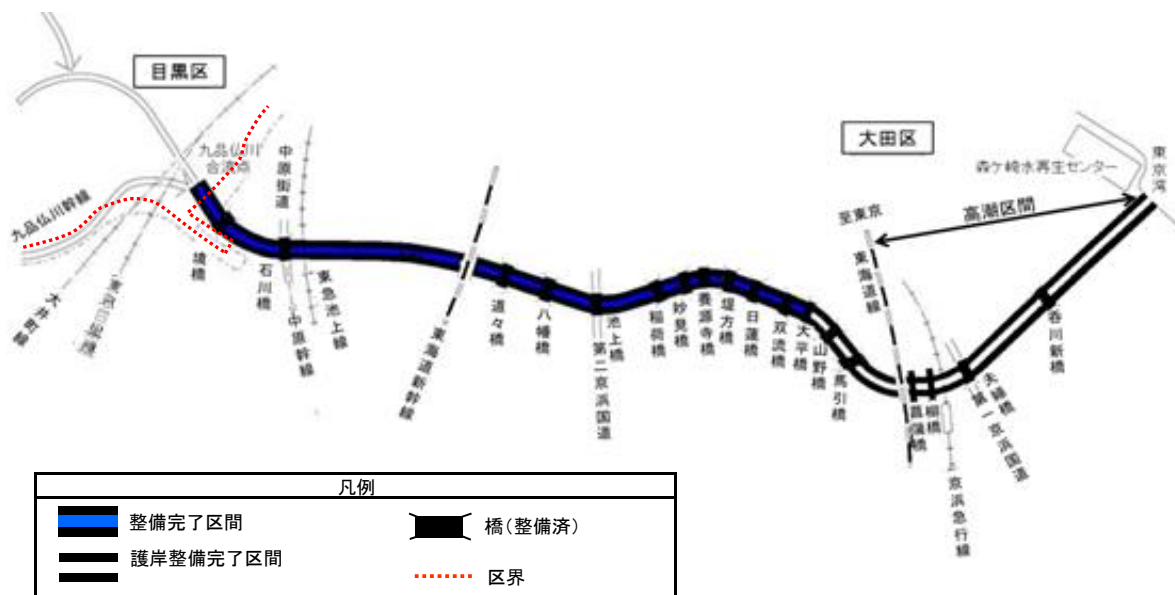
目黒川流域 河川整備状況概要図（平成 30 年度末）

出典：「目黒川流域豪雨対策計画（改定）」

(2) 呑川

ア 洪水対策

呑川では、現在、時間 50 ミリの降雨に対する整備を進めており、下流部の河床掘削を行う必要があります。



呑川流域 河川整備状況概要図（平成 29 年度末）

出典：「呑川流域豪雨対策計画（改定）」

(3) 渋谷川・古川

ア 河道の整備

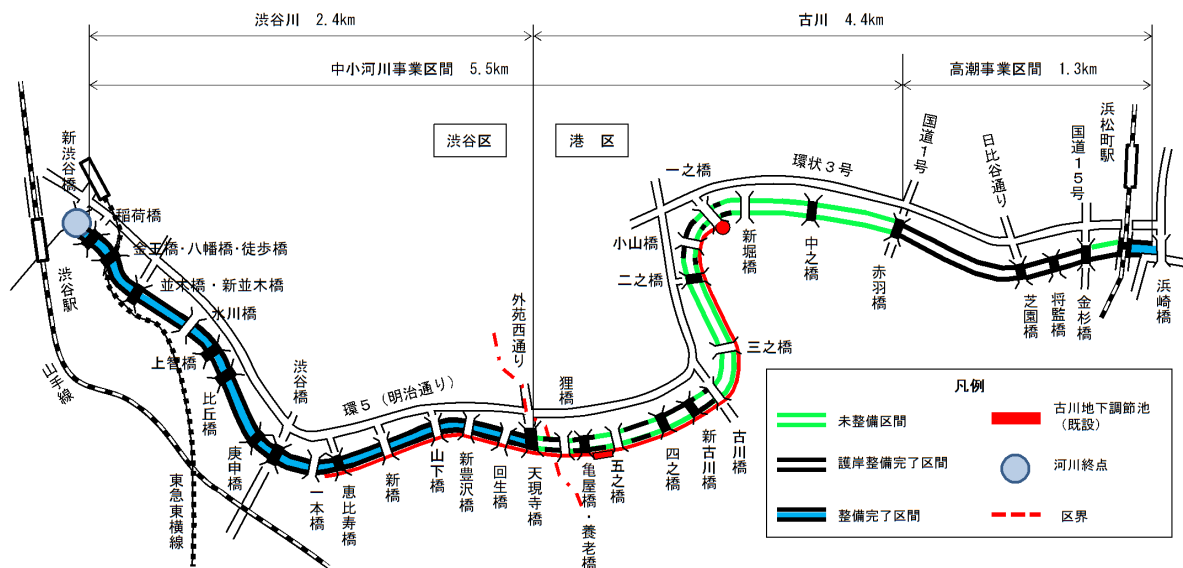
渋谷川は、昭和初期に河岸が三面張り化され、また下水道の整備に伴って昭和 36 から 45 年に稲荷橋より上流の区間が暗きょ化されました。その後、昭和 61 年から平成 14 年に老朽化の著しい稲荷橋から天現寺橋の間についてコンクリート三面張りによる護岸整備が行われ、現在は、時間 50 ミリの降雨に対応した整備は概成している状況となっています。

イ 調節池の整備

古川では、首都高橋脚やマンションなどの隣接により、河道拡幅による整備が困難な状況にあることから、早期に治水安全度向上を図るため、平成 21 年度から古川地下調節池の整備に着手し、平成 29 年度に完成しています。

調節池の整備状況（渋谷川・古川）

河川	名称	調節池容量 (m³)	所在地
古川	古川地下調節池	135,000	渋谷区、港区



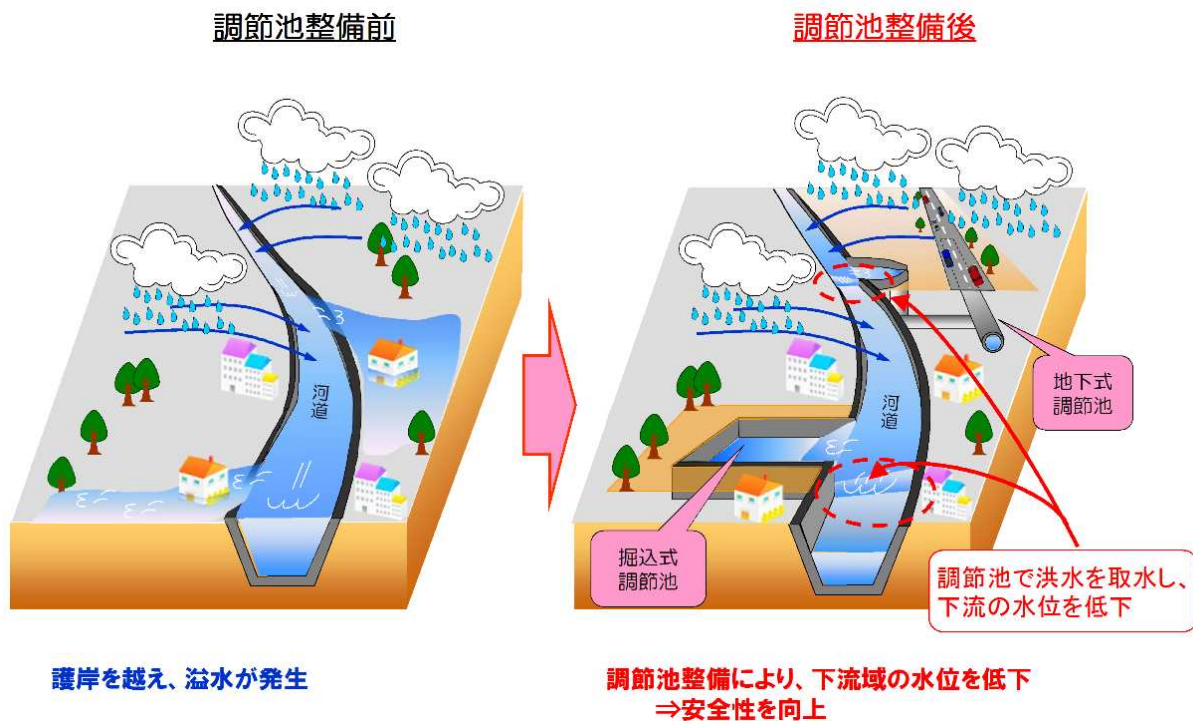
出典：都建設局

渋谷川・古川流域 河川整備状況概要図（令和元年度末）

出典：「渋谷川・古川流域豪雨対策計画（改定）」

(4) 河川整備の課題

近年の降雨傾向を踏まえ、目標整備水準のレベルアップに対応する新たな調節池の整備を推進する必要があります。



出典：「渋谷川・古川流域豪雨対策計画（改定）」

2 下水道

区では、昭和 47 年以降、公共下水道事業の一部を東京都から受託して下水道の普及に努め、平成 6 年に下水道普及率 100%を達成しました。これに加え、東京都では浅く埋設された下水道幹線の流域など、幹線からの雨水の逆流による浸水の危険性のある地区を新たに重点地区として追加し、効果的な対策を進めています。

また、東京都では、特に甚大な浸水被害が発生している地区などにおいて、時間 75 ミリの降雨に対応できるよう整備水準をレベルアップして整備を進めています。一度施工した下水道施設について、下水道管を再度増径することや、同じ道路下に複数の下水道管を施工するなどといった段階的な能力の向上は著しく困難であることから、「東京都における総合的な治水対策のあり方について(61 答申)」の長期計画を踏まえて、下水道施設による時間 75 ミリまでの対応を図っています。この結果、令和元年度末の時間 50 ミリの降雨に対する浸水解消率は、約 70%となっています。

(1) 目黒川流域の整備状況

目黒川水系流域を含む区市（港区、品川区、目黒区、世田谷区、杉並区、三鷹市）の下水道普及率は、おおむね 100%です。

目黒川水系の支川である烏山川、北沢川及び蛇崩川の 3 河川は昭和 37 年に下水道・都市計画事業として決定され、下水道幹線化が進められました。この幹線は既存の河川を利用しているため、浅い位置の幹線となっています。

なお、目黒区上目黒、世田谷区弦巻地区では、既存の蛇崩川幹線を増強する新たな幹線の整備に着手しています。

対策強化地区における整備

整備水準をレベルアップする対策強化地区には、75 ミリ施設を整備する「地下街対策地区」及び「市街地対策地区」と、50 ミリ拡充施設を整備する「50 ミリ拡充対策地区」があります。

目黒川流域では、浸水被害の発生状況や施設の優先度などを踏まえ、75 ミリ施設を整備する「市街地対策地区」1 地区を選定しています。

対策強化地区と取組内容（目黒川）

対策区分		主な対象地区	取組内容
75 ミリ 施設整備	市街地 対策地区	目黒区上目黒、世田谷区弦巻	蛇崩川幹線の 増強施設
50 ミリ拡充 施設整備	50 ミリ拡充 対策地区	品川区戸越、西品川	戸越幹線の 増強施設

(2) 呑川流域の整備状況

呑川流域については、合流式下水道で整備が進められ、処理区は森ヶ崎処理区となっています。雨水については、呑川等へ放流し、汚水は森ヶ崎水再生センターで処理されています。

平成 25 年 7 月の集中豪雨により甚大な浸水被害が発生したことから、整備水準をレベルアップした施設整備を実施しています。

目黒区八雲、世田谷区深沢地区では、既存の呑川幹線を増強する新たな幹線の整備に着手しています。また、大田区上池台では、低地部をポンプ排水区へ編入する主要枝線その他、洗足池幹線を増強する幹線も計画しています。

対策強化地区における整備

呑川流域では、浸水被害の発生状況や施設の優先度などを踏まえ、市街地対策地区の 2 地区を選定しています。

対策強化地区と取組内容（呑川）

対策区分		主な対象地区	取組内容
75 ミリ 施設整備	市街地 対策地区	目黒区八雲、世田谷区深沢	呑川増強幹線の整備
		大田区上池台	低地部をポンプ排水区 へ切り替え
			洗足池増強幹線の整備

※ 令和 3 年 3 月末策定予定の「東京都下水道事業 経営計画 2021」では、対策強化地区（75 ミリ施設整備、市街地対策地区）に、「目黒区自由が丘、世田谷区奥沢」を新規追加し、九品仏川幹線流域の増強施設に取り組む案が示された。

(3) 渋谷川・古川流域の整備状況

老朽化と都市化の進展に伴う雨水流出量の増大に対応することを目的とした再構築事業を進めています。

(4) 下水道整備の課題

近年の地球温暖化に伴う気候変動などを背景に、時間 50 ミリを超える集中豪雨が増加しており、これまでの整備水準では十分対応できない場面も発生しています。

3 流域対策

(1) 現状

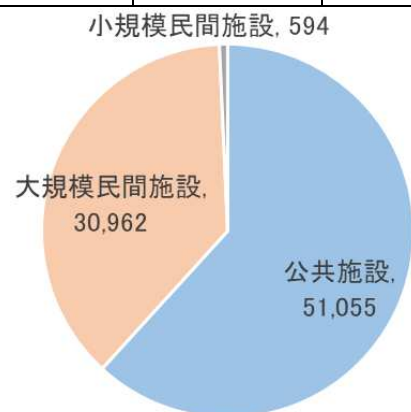
都市型水害は、急激な市街化により田畑や緑地が減少し、宅地等の地表面がコンクリート等に覆われたため、流域に降った雨水が短時間に、かつ一度に河川や下水道に流れ込むことが大きな要因になっています。

区では公共施設や民間施設を対象に、降雨時に雨水の流出を抑制することができる雨水流出抑制施設（透水性舗装※、浸透ます、雨水貯留施設等）の整備などの流域対策を進めています。この都市型水害を解消するため、東京都が進めている河川・下水道改修とあわせて流域対策を実施しています。

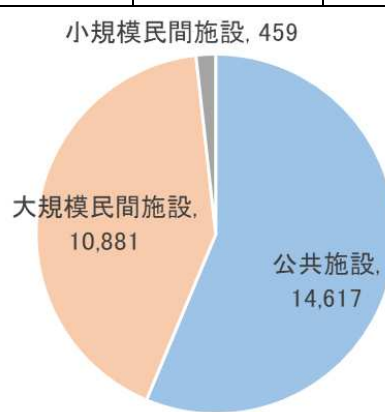
流域対策実施状況（平成 30 年度末）

【単位：m³】

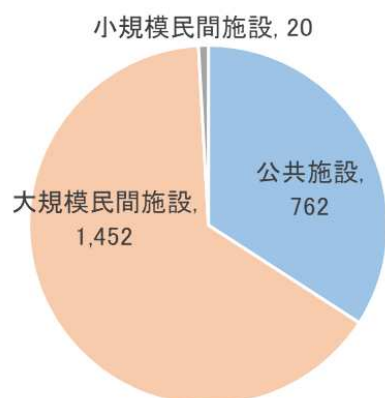
施設	目黒川	呑川	渋谷川・古川	立会川	合計
公共施設	51,055	14,617	762	6,233	72,667
大規模民間施設	30,962	10,881	1,452	11,712	55,008
小規模民間施設	594	459	20	133	1,205
合計	82,611	25,957	2,234	18,077	128,880



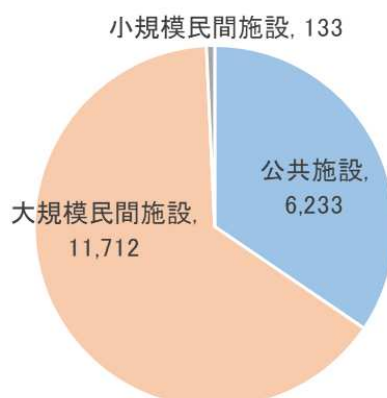
目黒川流域の流域対策実施量【m³】



呑川流域の流域対策実施量【m³】



渋谷川・古川流域の流域対策実施量【m³】



立会川流域の流域対策実施量【m³】

(2) 課題

公共施設や民間施設において、雨水流出抑制施設の更なる整備が必要です。

また、市街化の進展により、緑地などの保水・遊水機能のある浸透能力の高い土地が失われています。

4 家づくり・まちづくり対策

(1) 現状

ア 水害ハザードマップの作成

水害ハザードマップは、大雨による河川の氾濫（外水氾濫）と下水道からの流水による浸水（内水氾濫）を合わせて表示した、「城南地区河川流域浸水予想区域図（平成 30 年 12 月東京都作成）」に基づき、浸水する区域やその程度、避難所を示し、区民の避難などに役立つよう平成 31 年 4 月に作成した地図です。

「想定し得る最大規模の降雨」（総雨量 690 ミリ、時間最大雨量 153 ミリ）があった場合に、シミュレーションにより予測される浸水状況を基に作成しています。

令和元年 5 月には全戸・全事業者へ配布しました。また、区ホームページから閲覧可能となっており、区民や事業者等へ周知を行っています。

令和 2 年 8 月には宅地建物取引業法施行規則が改正され、不動産取引時において、ハザードマップを活用し、取引対象物件の所在地の水害リスクに係る説明を行うことが義務化されています。

イ 建物の浸水予防対策

浸水被害を受けやすい地階※を有する建物の中には、水害に備えた構造や設備となっていない建物があるため、（区内の地階を有する建物は、全建物に対して約 1%の約 600 棟）区では、浸水被害を未然に防ぎ、建築物の安全と衛生を確保することを目的として、「目黒区建築物浸水予防対策指導要綱」を平成 23 年 4 月に制定しました。

対象となる建築物を計画する際、建築主、設計者、施工者に浸水予防対策を検討していただき、報告書を提出することや、特に大きな被害が予想される地域では止水板等の設置を呼び掛けている。

(2) 課題

狭小宅地に対する建築物の有効利用を図るため、地下空間の居室や駐車場としての利用が増加しており、地下室等への浸水被害が多く発生しています。

5 避難・防災対策

(1) 現状

ア 雨量・水位監視システム

区内には都が整備した河川カメラが1つ(青葉台)、区が整備した観測局(雨量局6か所:駒場局、三田局、中央町局、碑文谷局、東根局、宮前局、水位局2か所:宿山、下目黒)のほかに、東京都第二建設事務所のテレメータから得られた観測データを手し、加工のうえ区内の気象情報などを目黒区防災気象情報として、区ホームページ及び携帯電話サイトで公開しています。

イ 水位警報システム

区では、目黒川の水位を常時2か所(宝来橋上流合流点、太鼓橋下流品川区境)で監視しており(ライブカメラ)、その画像を閲覧できることを、区ホームページより呼びかけています。また、川の水位が護岸上部の2.5メートルに達した時(警戒水位※)及び1メートルに達した時(危険水位※)、それぞれサイレンを鳴らして状況を知らせています。

なお、区内の目黒川沿いには、スピーカーが12か所設置されています。

ウ 水防訓練

区では、目黒区地域防災計画に基づき、適正かつ能率的な水防活動及び水防工法の習熟を目的に、関係防災機関と連携・協力して水防法に基づく水防訓練を毎年1回、5月に実施しています。

エ 防災行動マニュアルの配布

区では、震災や風水害を対象として防災行動を取りまとめた、防災行動マニュアルを区の総合庁舎や防災センターで配布しています。

オ 大雨・強風対策の紹介

大雨に備え、自宅周りの点検ポイントや、地下室・地下駐車場の浸水対策(簡易水位工防)などについて、区ホームページで紹介しています。

カ 土のうによる水防工法や緊急用土のうの設置場所

区では、集中豪雨などの緊急時に家庭で簡単にできる浸水防止の方法として、簡易水のう・土のうの作り方を区ホームページで紹介しています。また、区民や消防団が自由に利用できるように、区内の緊急用土のうの設置場所などについても、区ホームページで紹介しています。

キ 防災気象情報メールの自動配信

区では、水害等の被害の軽減や予防対策の強化を目指し、パソコン、スマートフォン及び携帯電話に自動的にメールを届ける自動配信システムへの登録を、区ホームページより呼びかけています。

(2) 課題

水害時における地域防災力や避難行動力が、高齢社会の進行や地域コミュニティの衰退、浸水被害を経験した方の減少などにより低下しています。また、令和元年に発生した台風第15号・19号により、危機管理体制、情報の一元管理と発信体制、避難所開設・運営などで、課題が明らかになりました。

第5章 豪雨対策の目標

1 目黒区豪雨対策の目標

「目黒区豪雨対策計画の目標（おおむね30年後の長期見通し）」

- 1 時間75ミリの降雨までは浸水被害を防止
- 2 時間75ミリを超える降雨に対しても、生命の安全を確保

目黒区豪雨対策計画の目標は、対策強化流域ではない立会川流域においても浸水被害が発生していることから、立会川流域を含む区内全域を対象範囲とし、長期見通し（おおむね30年後）として、河川・下水道整備、及び流域対策を合わせて時間75ミリの降雨までは浸水被害を防止することを目指し、東京都と役割分担をして豪雨対策に取り組んでいきます。

※ おおむね30年後とは

東京都が豪雨対策基本方針を改定した平成26年からおおむね30年後のことを指します。

「東京都豪雨対策基本方針(改定)の目標（おおむね30年後の長期見通し）」

- 1 時間60ミリ降雨までは浸水被害を防止
- 2 年超過確率^{*}1/20規模の降雨（時間75ミリ）までは床上浸水等を防止
- 3 目標を超える降雨に対しても、生命の安全を確保

「流域別豪雨対策計画(改定)の目標（おおむね30年後の長期見通し）」

- 1 年超過確率1/20規模の降雨（時間75ミリ）までは浸水被害を防止
- 2 目標を超える降雨に対しても、生命の安全を確保

2 豪雨対策の役割分担

(1) 区と東京都の役割分担

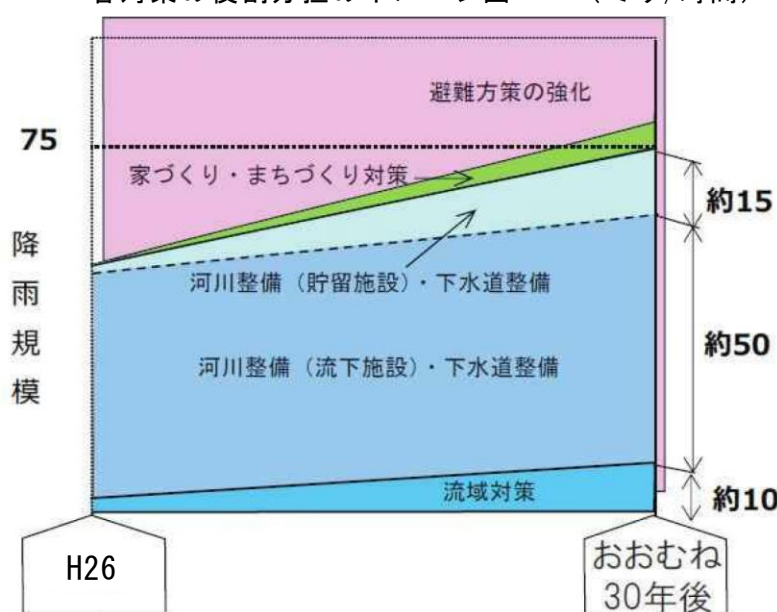
効果的、効率的な豪雨対策を実現するため、河川・下水道整備及び流域対策の各対策について、東京都との役割分担を明確に設定し、連携を強化していきます。

目黒区	・時間約 10 ミリ降雨に対応した雨水流出抑制施設の整備促進や緑地の保全などの「流域対策」を進めます。 ・区民の生命、財産を守ることができる「家づくり・まちづくり対策」、「避難・防災対策」の施策の充実を図っていきます。
東京都	主に、時間約 65 ミリ降雨に対応した「河川（流下施設＋貯留施設）・下水道整備」を進めます。



※ 「目黒川流域豪雨対策計画（改定）」
の内容を一部変更

各対策の役割分担のイメージ図 (ミリ/時間)



※ 「目黒川流域豪雨対策計画（改定）」
の内容を一部変更

(2) 区と区民、事業者等の役割分担

区内全域における豪雨対策を充実させるためには、区民や事業者等の協力が不可欠です。また、自らの身は自らが守る「自助」、自分たちのまちを助け合って守る「共助」及び区による「公助」の考え方のもと、それぞれの役割を果たしながら連携して取り組むことが必要です。

区は、今後も雨水流出抑制施設の整備促進をはじめ、降雨時における情報提供の工夫や、水害の危険性の周知及び浸水防止対策の事例紹介など積極的な情報発信を行っていきます。あわせて、水害などの災害時には、高齢者、障害者など避難支援が必要な方への対策を進めていきます。

区民や事業者等には、雨水流出抑制施設の設置のほか、区や地域から発信される情報を積極的に活用してもらい、自らの生命・財産は自分で守るという認識のもと、豪雨対策に協力していただくことが必要です。

第6章 豪雨対策の方針及び取組

1 基本的な考え方

区では、長期見通し（おおむね30年後：平成26年から）として、時間75ミリの降雨までは浸水被害を防止することともに、時間75ミリを超える降雨に対しても生命の安全を確保することを目標として、雨水の流出を抑える「流域対策」、浸水被害を軽減する「家づくり・まちづくり対策」、区民の生命を守る「避難・防災対策」の方向を示します。

なお、東京都では、主に河川・下水道の施設整備に取り組めます。

(1) 流域対策

豪雨対策全体での対策目標である時間75ミリ相当の降雨への対応のうち、区の役割である、雨水の流出を抑える「流域対策」において、令和6年度までに時間6ミリ相当、19年度までに時間10ミリ相当の降雨の流出抑制を進めます。

〔対策目標とその内訳〕

	豪雨対策全体	河川・ 下水道施設	流域対策
現在	時間 55 ミリ	時間 50 ミリ	時間 5 ミリ
令和 6 年度			6 ミリ
19 年度			10 ミリ
おおむね 30 年後	時間 75 ミリ	時間 65 ミリ	10 ミリ

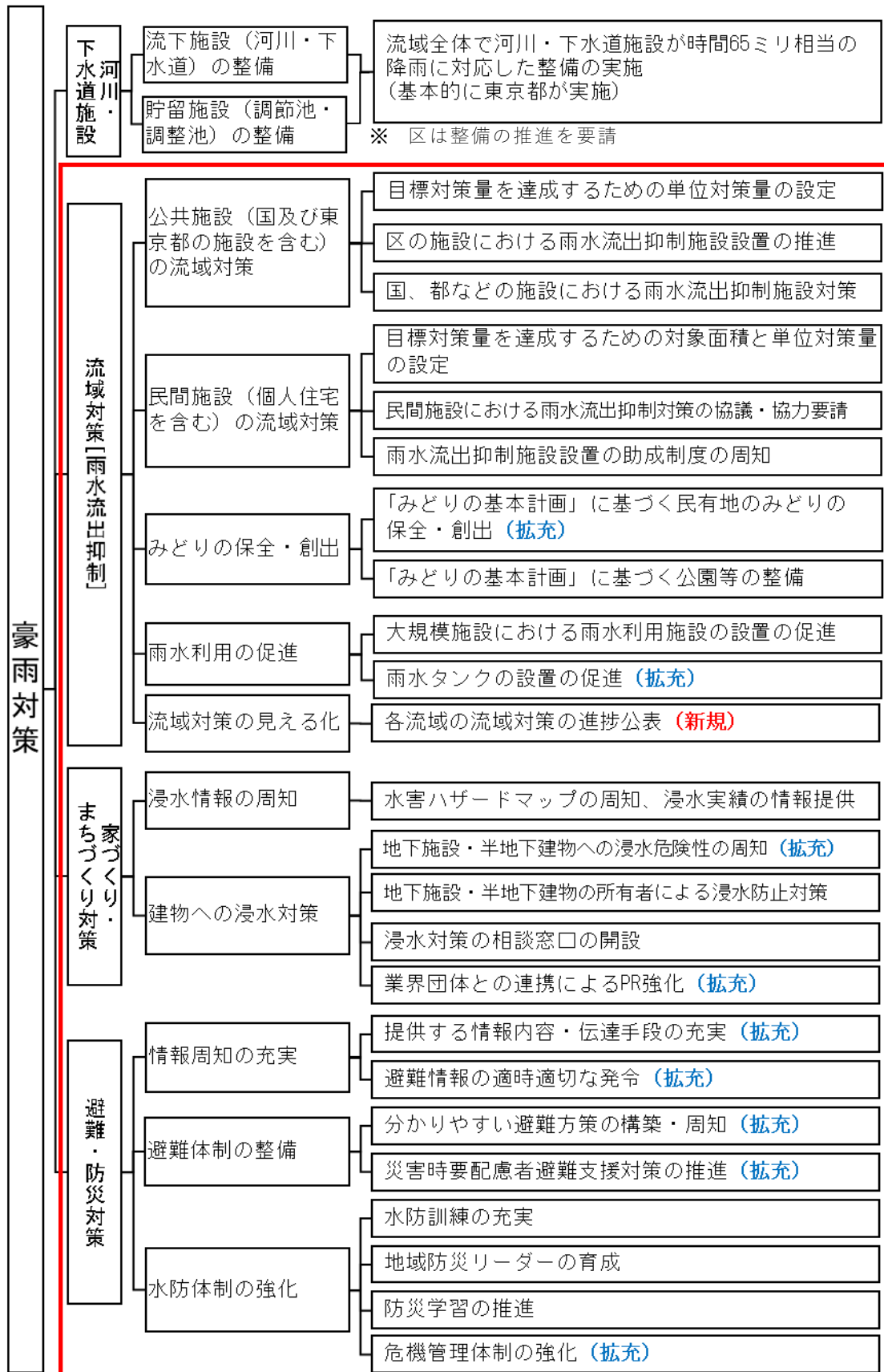
(2) 家づくり・まちづくり対策

浸水被害を軽減する「家づくり・まちづくり対策」において、浸水対策が実施される仕組みづくりを行います。

(3) 避難・防災対策

区民の生命を守る「避難・防災対策」において、区民や事業者等が豪雨時に必要な情報を得て、自発的に適切な避難・防災対策などが講じられるようにします。

2 豪雨対策の体系



※ 赤い太枠(流域対策、家づくり・まちづくり対策、避難・防災対策)は、主に、区、区民、事業者等が取り組む豪雨対策の範囲

3 東京都における河川及び下水道の整備

(1) 方針

河川施設の整備は、区部河川では時間 75 ミリの降雨に目標整備水準を引き上げ、河川からの溢水を防止します。時間 50 ミリの降雨を超える部分の対策は、調節池等によって対応することを基本としています。

下水道施設の整備は、おおむね 30 年後の浸水被害解消を目標に、時間 50 ミリの降雨に対応する施設を整備します。甚大な浸水被害が発生している地区については、対策強化地区として整備水準をレベルアップし、最大で時間 75 ミリの降雨に対応する下水道施設を整備します。

(2) 計画

時間 75 ミリの降雨に対応するため、調節池の整備を実施し、以下に示す貯留量を確保していきます。今後、施設数や設置場所等の施設計画を検討、調整していきます。

ア 目黒川流域

河川	位置	調節池容量（予定）	所在地（予定）
北沢川	二級終点～宮前橋	約 132,000 m ³	世田谷区
鳥山川	梶山橋～若林橋	約 283,000 m ³	世田谷区
蛇崩川	二級終点～駒留橋	約 57,000 m ³	世田谷区

イ 呑川流域

河川	位置	調節池容量（予定）	所在地（予定）
呑川	九品仏川合流点付近	約 40,000 m ³	目黒区、大田区
呑川	石川橋～九品仏川合流点	約 50,000 m ³	目黒区、大田区

ウ 渋谷川・古川流域

河川	位置	調節池容量（予定）	所在地（予定）
渋谷川	新並木橋～渋谷橋付近	約 220,000 m ³	渋谷区

(3) 区から東京都への要望活動

区は東京都に対し、河川、下水道施設整備の早期実現や、区の取り組む流域対策、家づくり・まちづくり対策への財政支援について、東京都城南五区下水道河川連絡協議会（品川区、目黒区、大田区、世田谷区、渋谷区）、目黒川環境整備促進流域三区連絡会（品川区、目黒区、世田谷区）、特別区下水道事業促進連絡会を通じ、要望活動を継続していきます。

4 流域対策

(1) 方針

流域対策として、区の施設において雨水流出抑制施設の設置をより一層推進するとともに、公共施設や民間施設における雨水流出抑制施設の設置が進むよう協力を求めています。また、グリーンインフラの取組推進として、みどり等の自然環境が持つ保水機能の利用を流域対策に取り込み、豪雨対策の充実を図っていきます。

(2) 計画

「東京都豪雨対策基本方針」の改定により、時間 75 ミリ（区部）までは浸水被害を防止するなどの方針が示されたことを踏まえ、目黒区内の対策強化流域の流域別豪雨対策計画が改定され、流域対策分の新たな目標である時間 6 ミリ降雨相当分と時間 10 ミリ降雨相当分の対策量などを自治体別に示しました。これに基づき、流域毎に各自治体を実施すべき対策目標量を算定しています。

区は区内全域を対象に、時間 10 ミリ相当の降雨の流出を抑制するため、区全域では 20.9 万 m³の雨水対策抑制対策が必要となります。

現況では、12.9 万 m³が対策済であることから、令和 19 年度までに 8.0 万 m³の対策を行っていきます。

なお、時間 6 ミリ相当の降雨の流出を抑制するために、令和 6 年度までに 3.1 万 m³の対策を行っていきます。

目黒区の流域対策における対策目標量

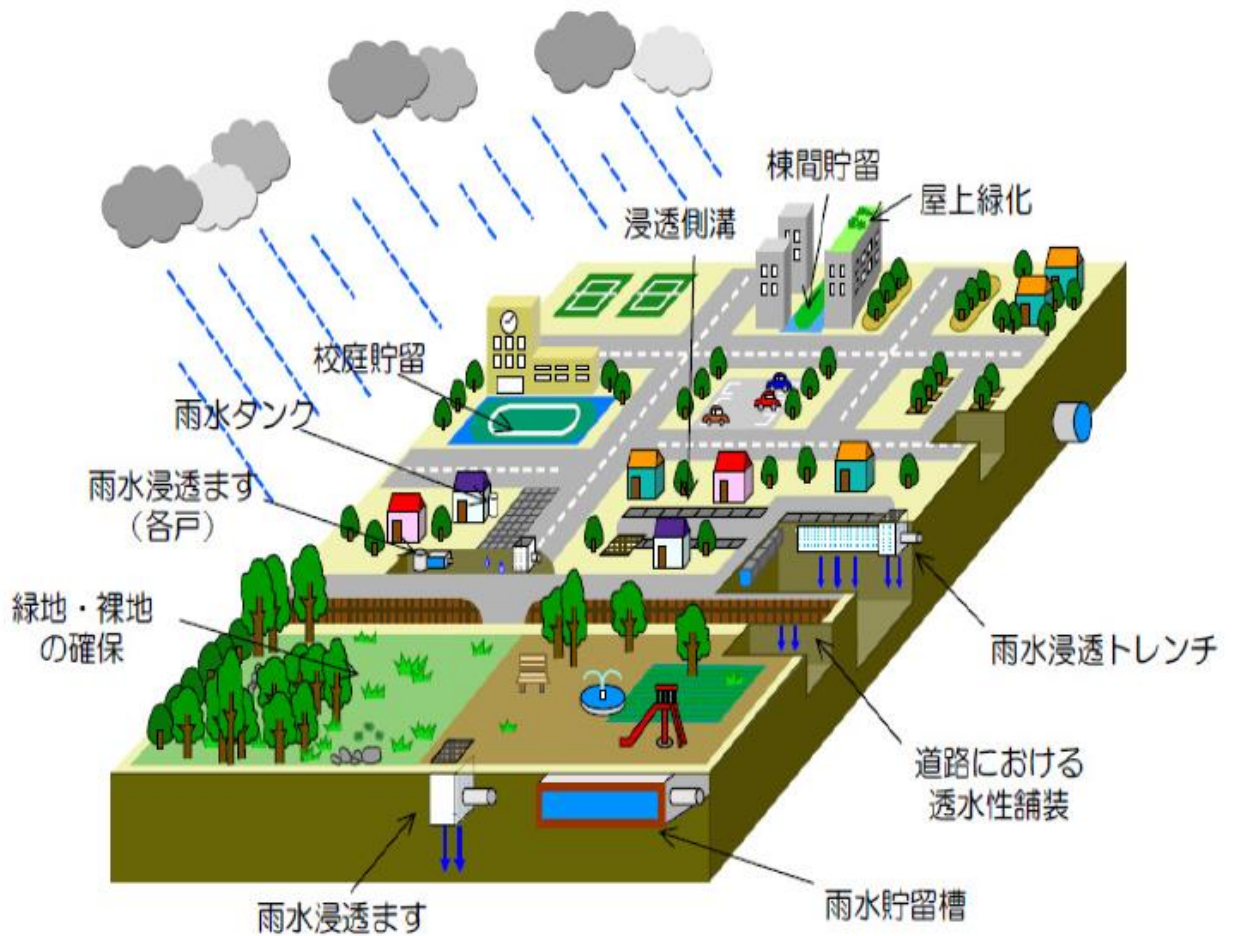
	現況 (平成 30 年度末)	令和 19 年度 (時間 10 ミリ相当の 降雨の流出を抑制)		令和 6 年度 (時間 6 ミリ相当の 降雨の流出を抑制)	
		対策目標量	対策必要量	対策目標量	対策必要量
目黒区全域	12.9 万 m ³	20.9 万 m ³	8.0 万 m ³	16.0 万 m ³	3.1 万 m ³
目黒川流域	8.3 万 m ³	9.3 万 m ³	1.0 万 m ³	8.5 万 m ³	0.2 万 m ³
呑川流域	2.6 万 m ³	6.5 万 m ³	3.9 万 m ³	4.3 万 m ³	1.7 万 m ³
渋谷川・古川流域	0.2 万 m ³	1.5 万 m ³	1.3 万 m ³	0.5 万 m ³	0.3 万 m ³
立会川流域	1.8 万 m ³	3.6 万 m ³	1.8 万 m ³	2.7 万 m ³	0.9 万 m ³

※ 立会川流域は、対策強化流域ではないため豪雨対策計画が策定されていません。このため、自治体別の対策目標量は示されていませんが、他の 3 流域の対策目標量から算定しています。

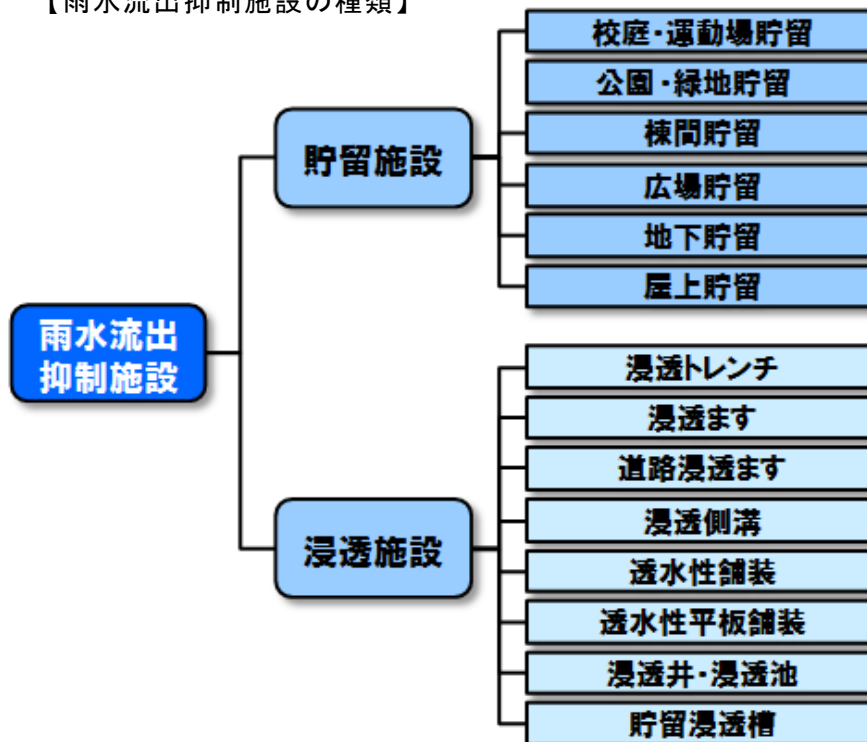
雨水流出抑制施設の整備は、区施設は全ての施設を対象に実施します。国や東京都などの公共施設においても、全ての施設で対策がされるよう強く協力を求めています。あわせて、民間施設にも協力を求めています。また、みどりの保水能力を向上させるため、民有地のみどりの保全・創出や公園等の整備に努めます。

区は流域対策の一つとして、雨水利用に取り組んでいきます。現在、トイレの洗浄水などに雨水を利用しています。引き続き、各家庭における雨水タンクの設置など、雨水利用が進むよう取り組んでいきます。

流域対策施設のイメージ



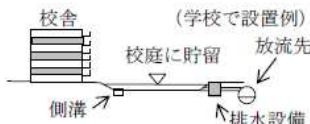
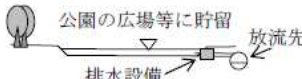
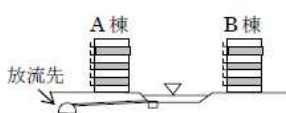
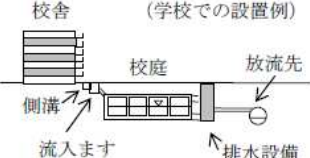
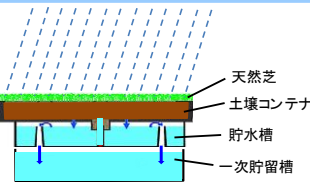
【雨水流出抑制施設の種類】



出典：「目黒川流域豪雨
対策計画（改定）」

【貯留施設】

雨水を一時的に貯めて、河川や下水道の水位が低下した後に、ポンプなどを使って排水する施設です。代表例として、校庭、運動場、公園等における貯留施設があります。

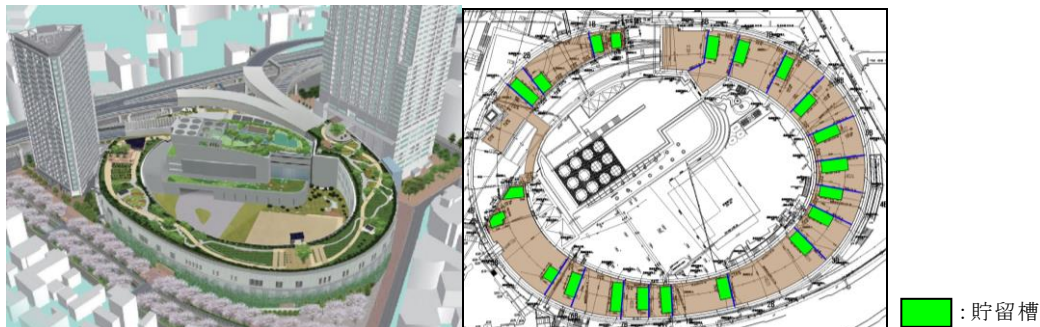
貯留施設	校庭・運動場貯留		
	公園・緑地貯留		
	棟間貯留		
	広場貯留		
	地下貯留		
	屋上貯留		

雨水貯留施設の例

写真提供：（社）雨水貯留浸透技術協会 出典：「目黒川流域豪雨対策計画（改定）」

目黒区での屋上貯留の例（大橋ジャンクション屋上）

6%勾配のジャンクション屋上に堰や貯留槽を設置し、約 360 m³分の雨水を一時的に貯留。

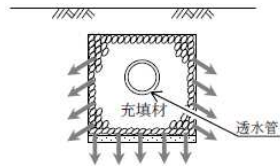


【浸透施設】

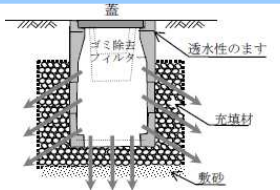
雨水を直接、地下に浸透させ、河川や下水道への流出を抑制する施設であり、代表例として、浸透トレンチや浸透ます、透水性舗装等があります。

浸透施設

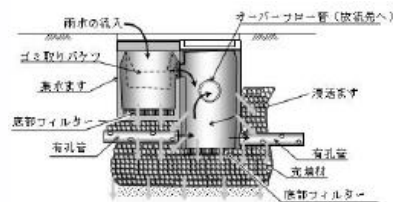
浸透トレンチ



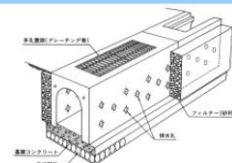
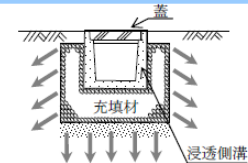
浸透ます



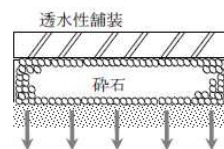
道路浸透ます



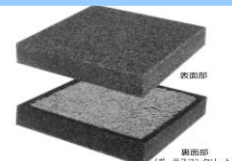
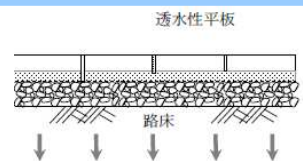
浸透側溝



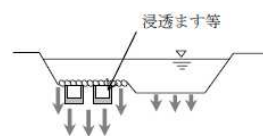
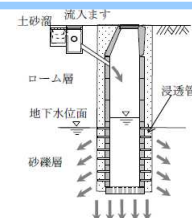
透水性舗装



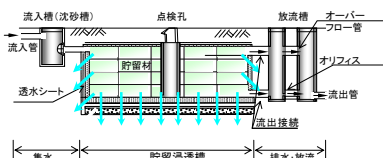
透水性平板舗装



浸透井・浸透池



貯留浸透槽



雨水浸透施設の例

写真提供：(社) 雨水貯留浸透技術協会 出典：「目黒川流域豪雨対策計画（改定）」

(3) 取組

ア 公共施設（国、都、区）の流域対策

「目黒区雨水流出抑制施設設置に関する指導要綱」に基づき、降雨による水害の防止と安全な生活環境の確保に資するため、豪雨対策の一環として雨水流出抑制施設の設置をより一層推進していきます。

「目黒区雨水流出抑制施設設置に関する指導要綱」に基づき、区の施設については、全ての施設を対象に雨水流出抑制対策を実施します。具体的には、道路や学校、公園、庁舎などの施設において、貯留槽などの貯留施設や浸透ます、透水性舗装などの浸透施設の設置を進めるとともに、国及び東京都の施設にも設置を引き続き要請していきます。雨水流出抑制施設の設置に当たっては、地形状況や土質状況などを勘案して実施していきます。単位対策量は以下のとおりです。

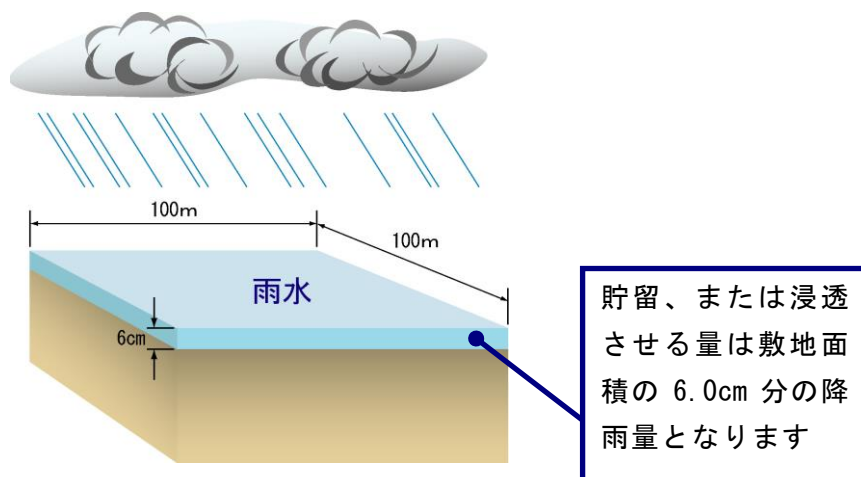
なお、今後、雨水流出抑制施設の設置推進と共に、単位対策量の拡充について検討していきます。

単位対策量（公共施設）

施設	単位対策量（m ³ /ha）
目黒区が設置する施設	660
国、東京都 その他公共的な団体が設置する施設	600
車道	290
歩道	200
公園等	600

単位対策量のイメージ

単位対策量は、施設ごとに 1ha 当たりで設定されます。例えば学校等（目黒区設置施設以外）での単位対策量は 600m³/ha となり、1ha は 100m×100m であることから $600\text{m}^3 \div 10,000\text{m}^2 = 0.060\text{m} = 6.0\text{cm}$ となります。すなわち、敷地内において 6.0cm の浸水深となる降雨量を貯留、または浸透させることを示します。



(ア) 庁舎

- ・敷地面積 1ha 当たり 600m³ 以上(目黒区設置施設は 660 m³以上)の対策とします。
- ・庁舎の駐車場や屋外通路などに、浸透ます、浸透トレンチ等を配置して、地下に浸透させる、又は建物等の地下に貯留させることにより雨水の流出を抑制します。
- ・施設の更新工事の際に、雨水流出抑制施設の設置を進めます。

(イ) 小・中学校、高校等の教育施設

- ・敷地面積 1ha 当たり 600m³ 以上(目黒区設置施設は 660 m³以上)の対策とします。
- ・運動場を利用した貯留堤、浸透ます、浸透トレンチ等を配置して、地下に浸透させる、又は、建物や運動場等の地下に貯留させることにより雨水の流出を抑制します。
- ・学校施設の更新等の際に、雨水流出抑制施設の設置を進めます。

(ウ) 車道

- ・車道面積 1ha 当たり 290m³ 以上の対策とします。
- ・透水性舗装、道路浸透ます、浸透側溝等を配置して、車道に降った雨水の流出を抑制します。

(エ) 歩道

- ・歩道面積 1ha 当たり 200m³ 以上の対策とします。
- ・透水性舗装により雨水の流出を抑制します。



透水性舗装



浸透ます

出典：目黒区ホームページ

(オ) 公園等

- ・敷地面積 1ha 当たり 600m³ 以上の対策とします。
- ・浸透ます、浸透トレンチ等を配置し、地下に浸透させる、又は地下に貯留させることにより雨水の流出を抑制します。
- ・まちづくりと連携した新規公園の整備や新たな事業活用制度の検討を進めます。

イ 民間施設の流域対策

民間施設においても、流域対策が進むよう、新築・増築等による建築確認申請や排水設備申請・届出時において「目黒区雨水流出抑制施設設置に関する指導要綱」に基づく貯留・浸透施設の設置指導を行っています。また、窓口・ホームページやイベント等で、豪雨対策の必要性や雨水流出抑制施設の設置助成制度の普及啓発を進めていきます。

また、個人住宅や事業者等の所有する小規模民間施設においても雨水流出抑制施設の設置協力を求めています。

(ア)大規模民間施設(敷地面積 500m² 以上)への設置

- ・単位対策量である敷地面積 1ha 当たり 600m³ 以上を満たす雨水流出抑制施設の設置を指導します。

対象規模	単位対策量 (m ³ /ha)
敷地面積 500 m ² 以上	600
開発行為の許可を要する施設 敷地面積 500 m ² 以上	600

- ・駐車場や屋外通路などに浸透ます、浸透トレンチ等を配置して、地中に浸透させる、又は、建物などの地下に貯留させることにより、雨水の流出を抑制します。

(イ)小規模民間施設(敷地面積 500m² 未満)への設置

- ・単位対策量である敷地面積 1ha 当たり 300m³ 以上を満たす雨水流出抑制施設の設置を指導します。

対象規模	単位対策量 (m ³ /ha)
開発行為の許可を要する施設 敷地面積 500 m ² 未満	300

- ※ 開発行為の許可を要しない施設については、庭や空地などに浸透ます、浸透トレンチ等の設置協力を求めています。

(ウ)雨水流出抑制施設設置の助成

個人が所有する住宅等で雨水流出抑制施設(浸透ます、浸透トレンチ)、雨水タンクなどの設置を行う場合は、工事費用の一部助成を行っています。引き続き、助成制度の普及啓発の徹底を図り、雨水流出抑制施設の設置を推進します。

対象規模	助成内容
個人住宅 (敷地面積 500m ² 以上の新築は除く)	標準工事費又は実際に要した工事費の いずれか少ない額を助成、上限 40 万円

ウ みどりの保全・創出

「目黒区みどりの基本計画※」に基づき、公園等の整備を進めみどりを創出するとともに、住宅地のみどりの保全や新たなみどりの創出、農地の保全などに努めます。

(ア) 民有地のみどりの保全・創出

・区内の樹木の多くが民有地にあり、主に住宅地に残された樹木の保全に努める必要があります。そこで、民有地については、敷地面積 200 m²以上の建替え等の際してみどりの保全と創出を義務付けています。一定基準以上の樹木や樹林については保存樹木等に指定し、みどりの保全に努めていきます。また、みどりのまちなみ助成として、接道部、屋上、壁面の緑化に助成し緑化を推進していきます。

・都市における農地等は、防災性の高いオープンスペースとして、また貴重な緑地として、良好な都市環境の形成に寄与しています。区では、適正に管理された農地等を生産緑地法による生産緑地地区※として指定し、その保全に努めていきます。令和4年からは特定生産緑地制度※等を活用し、更なる農地の保全を図ります。

また、減少傾向にある民有地の緑の保全やあらゆる都市空間への緑化推進等を、計画的に推進していくことを主な目的として、令和2年7月に都と区市町村（島しょを除く。）が合同で改定した「緑確保の総合的な方針」では、確保の水準として「特定生産緑地」を新設し、生産緑地を保全すべき農地として明確化しました。

(イ) 公園等の整備

・区民の憩いやふれあいの場としての公園等は、地域のみどりを創出する場となり都市生活に欠かせない空間ですが、公園面積を拡大するためには、財政面も含めて検討することが必要です。そのため、公園等の確保・整備にあたり、開発行為に伴う公園の提供や木密地域整備事業による公園整備等、まちづくりと連携した取組により公園整備を進めてきました。今後も、防災街区整備事業に伴う新規公園の整備など、まちづくりと連携した公園整備や新たな事業制度の活用を検討していきます。

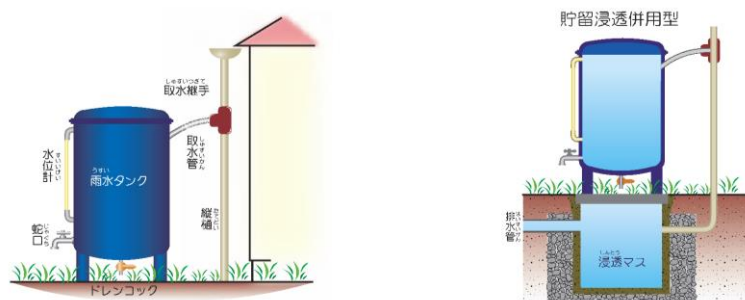
・公共施設の敷地や建築物については、民有地の緑化の模範となるような緑化を努めていきます。

エ 雨水利用の促進

・公園内にある建築物の雨どいに雨水タンクを設置し、植栽や花壇への散水に利用するなど、雨水利用の普及啓発に努めていきます。目黒区天空庭園管理棟や碑文谷公園ポニー舎のほか、令和2年度には、駒場野公園自然観察舎と中目黒公園花とみどりの学習館の雨どいに雨水タンクを設置し、散水での利用や解説表示をするなどして、雨水利用の普及啓発を進めていきます。また、今後も、多くの利用者の目に触れる、屋根や雨どいを有する公共施設等への設置を検討していきます。

・民間施設の雨水タンクの設置は、平成28年度から雨水流出抑制施設等設置助成要綱に基づき助成の対象にしています。草花への散水に利用できるほか、地下に設置される雨水貯留・浸透施設とは異なり地上に設置されるため、区民も目にすることがので豪雨対策の普及啓発が期待されます。今後は、助成制度の拡大を検討するとともに普及啓発に努めていきます。

家庭用雨水タンクのイメージ



家庭向けの雨水タンクは、200リットル（お風呂の一杯分強）前後のものが標準的です。
タンクの材質は、プラスチックや金属で、デザインもさまざまです。
雨水タンクは、下の①～④に気をつけると、とても使いやすいものを選ぶことができます。

- ①光をとおさないもので、フタが開き、タンクの中の掃除ができる。
- ②雨水タンクの中の水の量が、外側からわかる。
- ③雨水タンクがいっぱいになると、雨樋（縦樋）に流れる構造になっている。
- ④雨水タンクの底にたまった水や泥を簡単に抜くことができる。

出典：「戸建住宅における雨水貯留浸透施設設置マニュアル（平成18年3月）社団法人 雨水貯留浸透技術協会」

オ 流域対策の見える化

区の自主的かつ計画的な流域対策の促進を図るため、令和12年度(2030年度)及び19年度(2037年度)の対策量の努力目標値を整備状況や地域特性に応じ設定し、区ホームページや東京都総合治水対策協議会ホームページなど様々な情報ツールにて、各流域対策の進捗状況（実績値）を毎年公表し周知します。

■目黒区MAP

目黒区のその他流域エリアをご覧になりたい場合は、地図内の流域名をクリックしてください。



※下記のリンクからでもご覧になれます。

- 呑川流域
- 渋谷川・古川流域

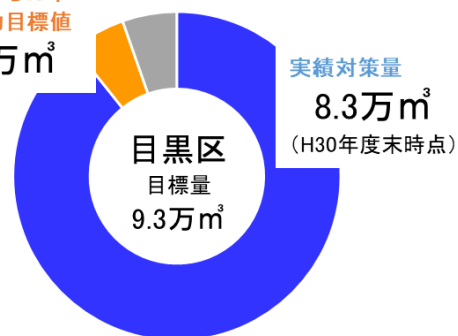
■実績と目標値

河川名	自治体名	実績対策量 (万㎡)	目標（流域別区市別）	
			2020年から 10年間の 努力目標値	10mm/hr相当 (R19年度)
9流域の合計		405.0	549.1	631.7
目黒川	合計	42.6	46.0	52.0
	港区	0.2	0.2	0.1
	品川区	6.9	7.9	8.7
	目黒区	8.3	8.8	9.3
	世田谷区	24.4	26.41	29.5
	杉並区	0.63	1.25	1.3
	三鷹市	1.1	1.4	3.1

■流域対策進捗状況

2020年から10年
間の努力目標値

8.8万 m^3



実績対策量

8.3万 m^3

(H30年度末時点)

目黒区

目標量

9.3万 m^3

流域対策の公表例（目黒区・目黒川流域）

5 家づくり・まちづくり対策

(1) 方針

家づくり・まちづくり対策においては、まず区民や事業者等が、自らの住む場所の水害特性を理解し、自助による対策が促されるよう、水害に関する情報を積極的に提供していきます。

また、水害の危険性が高い地域や施設においては、建築時等における浸水対策の検討など、区民や事業者等が自ら水害に備えることができるような仕組づくりを行っていきます。

(2) 取組

ア 浸水情報の周知

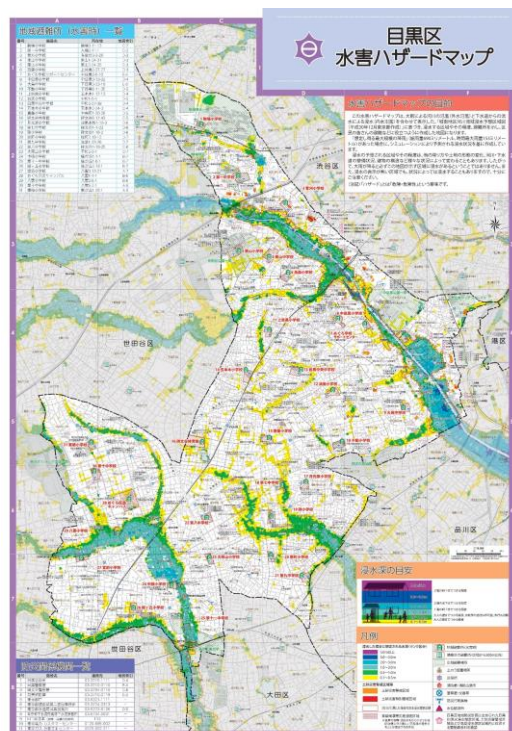
現在では、河川や下水道の改修により河川からの溢水や内水氾濫※による大規模な浸水被害が減少し、水害を経験した方々も一部の地域に限られています。

今後起こりうる豪雨などの水害に備え、区民や事業者等が浸水危険度の認識を高め、自発的な建物の浸水対策が促進されるように、浸水情報の周知を進めます。

- ・区民や事業者等が浸水危険度の認識を高め、自発的な建物の浸水対策が促進されるように、「想定し得る最大規模の降雨」があった場合の浸水状況を基に、「目黒区水害ハザードマップ」を平成 31 年 4 月に発行し、令和元年 5 月には全戸・全事業者に配布し周知しています。

- ・令和 2 年 9 月より区ホームページで公表している平成 16 年度から令和元年度までの区内の浸水履歴などの情報を、区民や事業者等に積極的に提供しています。今後も、適時情報を更新し、区民や事業者等へ浸水情報を提供していきます。

- ・浸水危険度の認識を高めるために毎年 1 回、5 月に「目黒区総合水防訓練」を実施します。



目黒区水害ハザードマップ（平成 31 年 4 月発行）※出典：目黒区ホームページ

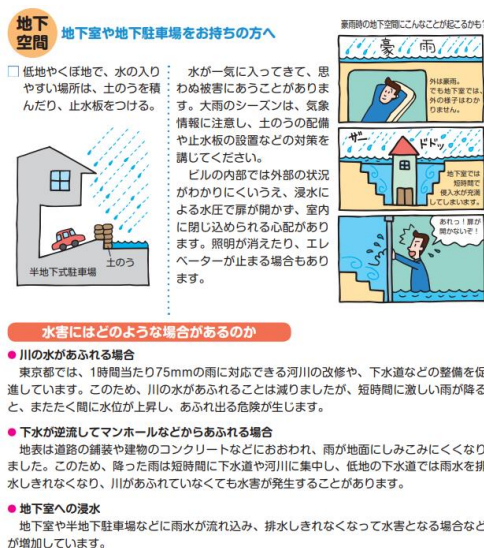
イ 地下施設・半地下建物への浸水対策

昭和 56 年 7 月、目黒川の溢水などで甚大な浸水被害が発生しました。また、平成 25 年 7 月にも、世田谷区や目黒区を中心に約 500 棟が浸水するなど、浸水被害が発生しています。大雨時には地下施設や半地下建物へ雨水が流れ込み、浸水被害を受けたとの報告が多く寄せられています。特に令和元年 10 月の台風第 19 号においては、目黒川の氾濫までには至りませんでしたが、区として初めての「避難勧告」を発令しました。

こうした現状を踏まえ、地下施設や半地下建物を所有する区民や事業者等に対して浸水被害を軽減するため、次のような対策に取り組んでいきます。

(ア) 地下施設・半地下建物への浸水危険性の周知

・区ホームページや「防災行動マニュアル」の中で地下空間の浸水対策に関し記載している内容について、必要に応じて内容を更新していきます。現在、区ホームページでは、「防災行動マニュアル」が閲覧でき、区総合庁舎や防災センターにて配布を行っています。



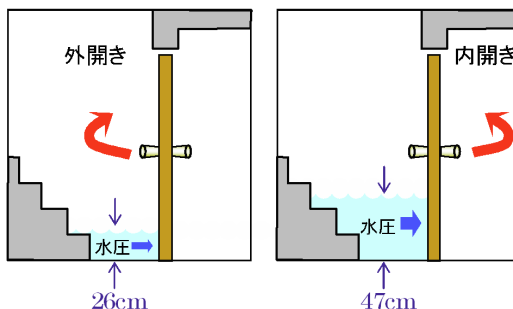
防災行動マニュアル（令和 2 年 3 月発行）※出典：目黒区ホームページ

・近年、大雨などにより発生している区内の地下施設の浸水被害について、区ホームページにて公表しており、今後も浸水被害情報を適時更新し、区民や事業者等へ、浸水危険性の周知を続けていきます。

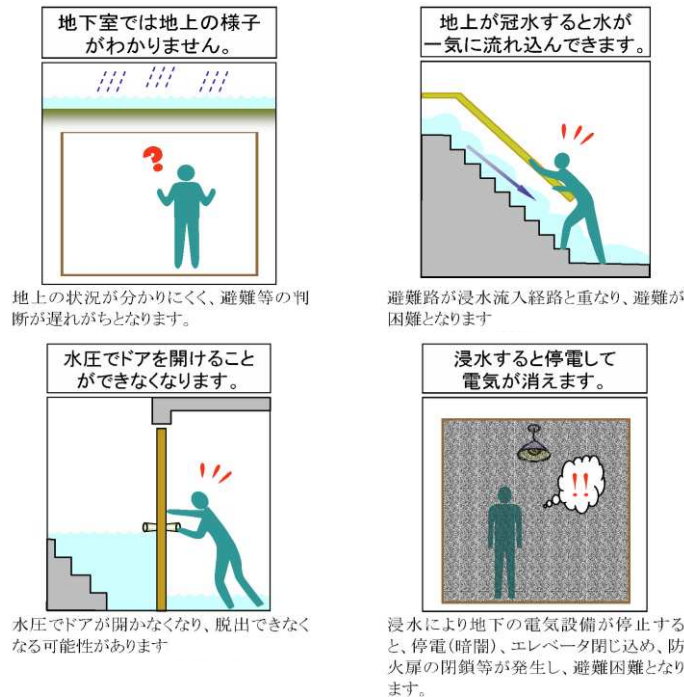
【水圧でドアが開かなくなる水深】

ドアの内外の水位差が 26cm 以上あると、水圧のために外開きドアは開かなくなります（左図）。

また、水位差が 47cm 以上あると、内開きドアでも、ドアの留め金が水圧で押し付けられ、ドアノブ等を人の力で回せなくなり開かなくなります（右図）。



出典：(財)日本建築防災協会
「地下空間における浸水対策ガイドライン」平成 14 年 3 月



浸水時の地下空間の危険性 出典：「東京都地下空間浸水対策ガイドライン（平成 20 年 9 月）東京都」

(イ) 地下施設・半地下建物の所有者による浸水防止対策

- ・新規建築物については、地下施設の浸水実績や浸水対策を啓発するパンフレットを配布しており、今後も地下施設・半地下建物の所有者による浸水防止対策を引き続き進めていきます。
- ・平成 23 年 4 月に制定した「目黒区建築物浸水予防対策指導要綱」に基づき、建築確認申請時に設計者による浸水対策検討結果報告書を届け出るものとしています。

(ウ) 浸水対策の相談窓口の開設

- ・既存の建築物については、半地下建物を所有し、浸水対策を要望する区民や事業者等に対して、浸水履歴及びハザードマップの確認や、平成 20 年 9 月に東京都が策定した「東京都地下空間浸水対策ガイドライン」の閲覧を案内し、具体的な浸水対策や配慮すべき事項についての啓発活動や、浸水対策が実施される仕組づくりを行っていきます。
- ・今後は、浸水対策の方法（例えば、止水板の場合は止水板の種類や設置高、設置費用など）について、引き続き事業者等と協議を行っていきます。

ウ 建物への浸水対策

浸水による被害の軽減を図るため、建物への止水板設置に関する助成制度の創設について検討していきます。

エ 業界団体との連携による PR 強化

個人が所有する住宅等に設置する雨水流出抑制施設を促進するため、区は東京都総合治水対策協議会、民間業界団体と連携し、住宅メーカーホームページへの流域対策事業の掲載や住宅展示場等での雨水流出抑制施設のチラシの配布を行います。

6 避難・防災対策

(1) 方針

降雨量が河川や下水道の排水能力を超え、大規模な水害や内水氾濫の発生が予想される場合、避難行動により生命の安全を守ることが必要です。

避難が確実かつ安全に行われるために、平常時から必要となる情報の提供や避難方法を事前に周知し、自助、共助による避難行動を促進します。

なお、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策を踏まえて、施策を推進していきます。

(2) 取組

ア 情報周知の充実

区は防災行動マニュアルや区ホームページ、めぐろ区報などによる情報提供を更に充実させていくとともに、スマートフォンや携帯電話を利用したメール配信など情報提供手段の多面化を図っていきます。

また、近年増加している地下施設や半地下建築物の地下にいる人は豪雨が発生した場合、地上の降雨状況が分からず、自身の危険性を十分に認識できません。このことから、自らが求めなくても適切な情報が届くように、発生している状況をリアルタイムに電子メールで配信するなど、区は「プッシュ型※」による水害情報を提供していきます。

こうした現状を踏まえ、多くの区民や事業者等に早急に十分な情報を提供できるように、次のような対策に取り組んでいきます。

(ア) 提供する情報内容・伝達手段の充実

- ・大雨時に目黒川の流れの状況を区民や事業者等へ提供するため、ライブカメラを区内2か所（宝来橋上流合流点、太鼓橋下流品川区境）に設置し、区ホームページ「目黒区のお天気(防災気象情報)のライブカメラ」にて配信しています。

また、台風接近時等には、区ホームページを災害時用トップページに切り替えて情報発信を行います。

- ・現在既に運用しているメールマガジンの提供内容に地震や気象、停電などに関する緊急のニュースをお知らせする「緊急情報（災害）」を追加し、引き続き防災情報の提供に努めていきます。

- ・水害発生時の浸水対策や避難に関する情報については総合水防訓練、地域防災訓練、防災講演会などの開催時や、防災行動マニュアル、めぐろ区報、区ホームページ、ツイッターなどの様々な手段を利用して、防災情報を提供していきます。

なお、水害発生時の浸水対策や避難に関する情報、水害ハザードマップ等に関しては、適宜内容を更新していきます。

- ・大雨などにより発生している区内の浸水被害について、区ホームページにて公表しており、今後も区民や事業者等へ、浸水情報の提供を続けていきます。



目黒川ライブカメラ映像（左：宝来橋上流、右：太鼓橋下流） 出典：目黒区ホームページ

(イ) 避難情報の適時適切な発令

・国は地方公共団体が避難勧告等の発令基準や伝達方法を改善する際の参考として「避難勧告等に関するガイドライン」を平成 31 年 3 月に改定しました。このガイドラインでは、住民等が情報の意味を直感的に理解できるよう、防災情報を 5 段階の警戒レベルにより提供し、住民等の避難行動等を支援することが示されました。

これに伴い、区は、警戒レベルを用いて下表のとおり避難情報を発令します。内容は適宜更新します。

・情報は、防災行政無線、メール、テレビ、区ホームページなどで知らせます。

(例) 避難勧告の発令

「こちらは、目黒区災害対策本部です。ただいま、〇時〇分、〇〇町〇丁目に対し、警戒レベル 4、避難勧告を発令しました。避難所は、〇〇〇〇です。」

警戒レベル	災害発生情報	発令・発表	住民等が取るべき行動
警戒レベル 5	災害発生情報 (※1)	目黒区が 発令	既に災害が発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる。
警戒レベル 4	避難指示(緊急) (※2) 避難勧告		・指定緊急避難場所等への立退き避難を基本とする避難行動をとる。 ・災害が発生するおそれが極めて高い状況等となっており、緊急に避難する。
警戒レベル 3	避難準備・高齢者等避難開始		高齢者等は立退き避難する。その他の者は立退き避難の準備をし、自発的に避難する。
警戒レベル 2	洪水注意報 大雨注意報等	気象庁が 発表	避難に備え自らの避難行動を確認する。
警戒レベル 1	早期注意情報		災害への心構えを高める。

※1 災害が実際に発生していることを把握した場合に、可能な範囲で発令します。

※2 避難指示(緊急)は必ず発令されるものではなく、地域の状況に応じて緊急的又は重ねて避難を促す場合等に発令します。

イ 避難体制の整備

区は地域防災計画の中で水害時の避難計画を示し、避難勧告・指示の基準を記載しています。

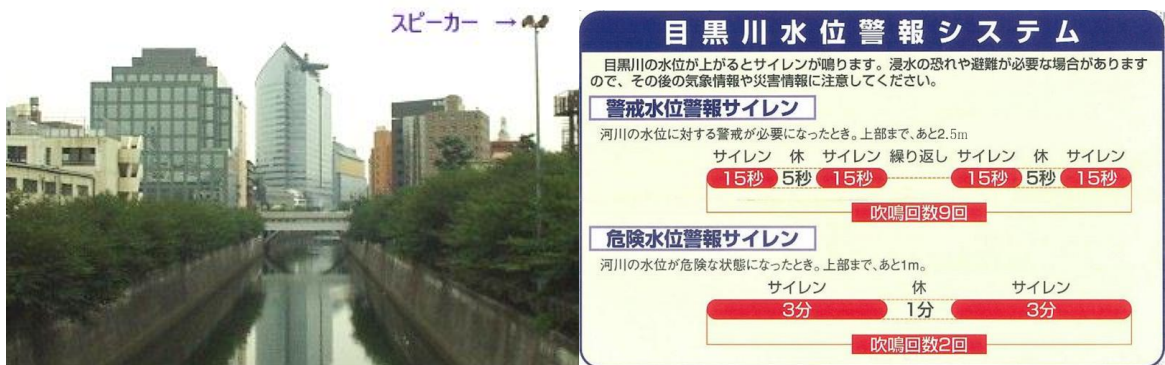
日ごろから、区民や事業者等に対して浸水の危険性を知らせ、自主的に避難行動を実施できるように、次のような対策をしています。

なお、区では、避難勧告等発令前の避難希望者を対象とした避難所を「自主避難所」と位置づけ、その開設場所・開設・運営の明確化に取り組んでいます。

(ア) 分かりやすい避難方策の構築・周知

目黒川については水位計による監視を行い、水位が警戒水位や危険水位を超えるとサイレンで警報を発するシステムを構築し、区ホームページで公表しています。区内の目黒川沿いには以下のようにスピーカーが12か所設置されています。サイレンが鳴った際は、浸水のおそれや避難が必要な場合があるため、その後の気象情報や災害情報に注意を呼び掛けています。

分散避難として在宅避難※、垂直避難※など様々な避難方策の周知を行い、また、水害における避難体制や行動について、区民や事業者等にわかりやすくするため、避難体制や行動が円滑に実施されるよう取り組みます。



出典：目黒区ホームページ

(イ) 災害時要配慮者避難支援対策の推進

地域において、災害時に自力で避難することが困難な避難行動要支援者を把握し、迅速かつ実効性のある安否確認・避難支援を行うことができるよう避難行動要支援者名簿を各地域避難所へ配備します。名簿情報の提供に同意が得られた人の情報を、登録者名簿として避難支援等関係者（消防署、警察署、民生委員※・児童委員、町会・自治会）に提供していますが、登録者名簿への登載率をさらに高めるよう、働きかけを行います。

また、防災訓練等の一環として、避難支援・安否確認訓練を実施し、地域における住民同士の顔の見える関係づくりのための取組を進めるとともに、一人ひとりの緊急時の連絡先、避難支援者、医療情報を記載した「災害時個別支援プラン」の作成を促進します。

ウ 水防体制の強化

高齢社会の到来による災害時要配慮者※の増加、生活・就業形態の変化等による地域コミュニティの衰退や実際に浸水被害を経験した方の減少などによって、地域の防災力や避難行動力が低下するなど、洪水発生後に被害が拡大する要因が増加しています。災害時に地域住民が相互に助け合うように、防災リーダーの育成や「共助」による水防体制の構築の必要性が高まっています。

こうした現状を踏まえ、地域の防災力を向上させるため次のような対策を実施します。

(ア) 水防訓練の充実

毎年 1 回、5 月に実施している「目黒区総合水防訓練」の参加者は高齢者の割合が高く、若年層の参加者が少ない状況です。これを解消するため、周知方法や訓練内容の見直しを通じて、若年層の訓練への参加を促進します。あわせて P T A など若い世代の水防訓練への参加を促進します。また、区、区民、事業者等がそれぞれの役割において水害に対処できるよう訓練内容を工夫するとともに、幅広い年齢層の多くの区民に参加してもらえよう P R 活動に努めていきます。



ゴミ袋と段ボールによる止水工法



区民による積み土のう工法

出典：目黒区ホームページ

(イ) 地域防災リーダーの育成

- ・区民向け防災士資格取得支援や防災士フォローアップ研修等を実施しており、引き続き地域の防災リーダーの育成し、地域の防災力を向上させていきます。
- ・新たに作成した災害時要配慮者支援プランや要配慮者向け防災行動マニュアルについても、適宜内容を見直していきます。

(ウ) 防災学習の推進

- ・区では毎年 1 回防災講演会「こどもを救おう」応急救護講演会を開催しています。
- ・東京都総合治水対策協議会では、毎年 5 月の総合治水推進週間に、水害の危険性や日ごろの備えなどの学習の場として、見学会や都内全小学生を対象にパンフレット配布を行っています。協議会に対し、引き続き見学会の開催やパンフレットの配布など防災学習の推進が図られるように要請していきます。



見学会の様子（令和元年度）

（左：浮間水再生センター内（監視室）、右：善福寺川取水施設内（展示室））

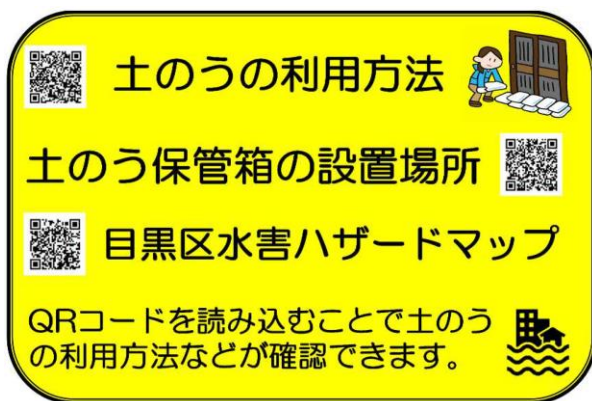
出典：東京都総合治水対策協議会ホームページ

（エ）区の危機管理体制の強化

大震災、台風などの自然災害に加え、感染症対策も含めた総合的な危機管理体制の確保が必要です。そこで、危機事象発生時の迅速かつ柔軟な対応を可能とするための態勢確保に向けて、各種本部機能等の強化を図るとともに、各種計画、マニュアル等を、昨今の災害状況を踏まえて、現状に即して機能するよう、改善を図ります。

エ 緊急用土のうの設置

緊急用土のうを、集中豪雨時などの緊急時に、区民や消防団が自由に利用できるように設置しています。緊急用土のう設置場所を、区ホームページや防災行動マニュアルにて公表しており、適宜内容を更新します。今後、下記のとおり緊急用土のう保管箱を活用し、土のうの利用方法や土のう保管箱の設置場所等の周知に取り組みます。



周知内容



貼付けイメージ

緊急用土のう設置場所

令和2年9月

56箇所 合計8200袋

目黒区

No	施設名称	住 所
1	駒場東大前駅付近	駒場2-1
2	炊事門付近	駒場3-8
3	駒場一丁目2番	駒場1-2
4	松見坂付近	大橋2-2
5	柳橋付近	青葉台2-17
6	朝日橋付近	青葉台1-16
7	宿山橋付近	上目黒1-15
8	宿山橋付近	上目黒1-16
9	日の出橋付近	上目黒1-6
10	上ー防災ひろば	上目黒1-17-4
11	目黒土木公園事務所	上目黒2-48-2
12	目黒区総合庁舎西口	上目黒2-19-15
13	林試の森公園北口	下目黒6-9
14	目黒消防署	下目黒6-1-22
15	目黒消防署中目黒出張所	上目黒2-9-14
16	大鳥公園内	下目黒2-20
17	東横線高架下	五本木2-10
18	祐天寺裏交差点	中町2-2
19	防災センター	中央町1-9-7
20	自然園下	目黒3-21
21	上目黒四丁目防災ひろば	上目黒4-17-25
22	碑文谷公園内	碑文谷6-9-11
23	碑文谷センター	碑文谷2-16-6
24	東町南児童遊園内	目黒本町5-7-18
25	目黒消防署碑文谷出張所	碑文谷2-11-14
26	呑川本流緑道上	平町1-25
27	呑川本流緑道上	平町2-22

○印 緊急用土のう拠点場所(5箇所)
各地区には防災拠点として土のう500袋を備蓄
(北部) 東山公園拡張部
(東部) 目黒区総合庁舎駐車場
(中央) 防災センター
(南部) すずめのお宿緑地公園
(西部) めぐろ区民キャンパス公園前歩道



No	施設名称	住 所
29	中根公園内	中根2-6
30	九品仏川緑道上	緑が丘1-21
31	九品仏川緑道上	緑が丘3-3
32	境橋街かど公園内	緑が丘3-10-37
33	やくも街かど公園内	八雲5-15-1
34	呑川本流緑道上	八雲3-22
35	呑川本流緑道上	八雲3-13
36	呑川本流緑道上	八雲3-9
37	呑川本流緑道上	八雲2-11
38	呑川本流緑道上	八雲2-7
39	呑川本流緑道上	八雲1-11
40	呑川本流緑道上	八雲1-5
41	目黒消防署大岡山出張所	大岡山1-37-15
42	目黒消防署八雲出張所	八雲3-29-14
43	呑川本流緑道上	八雲2-11
44	九品仏川緑道上	緑が丘2-16
45	九品仏川緑道上	緑が丘2-6
46	目黒区清掃事業所	中目黒4-1-2
47	目黒区総合庁舎南口	上目黒2-19-15
48	目黒区総合庁舎駐車場	上目黒2-19-15
49	芳達街かど公園内	東が丘1-31-1
50	蛇崩川緑道蛇崩下橋	上目黒4-36-29
51	九品仏川緑道上	自由が丘3-8
52	九品仏川緑道上	自由が丘2-12
53	すずめのお宿緑地公園	碑文谷3-11-22
54	東山公園拡張部	東山3-21-9
55	めぐろ区民キャンパス公園前歩道	八雲1-1
56	柿の木坂支流緑道上	柿の木坂3-4



W1.2m × H1.0m × D0.8m



約8kg/袋 約100袋/箱

緊急用土のう設置場所 (令和2年9月)

※出典: 目黒区ホームページ

7 豪雨対策の取組とスケジュール

区分		基本施策	令和3年度 (2021)	4年度 (2022)	5年度 (2023)	6年度 (2024)	7年度 (2025)		19年度 (2037)	
都	河川・下水道施設	時間約 65 ミリ降雨に対応した河川（流下施設、貯留施設）・下水道整備の推進	河川施設の整備（河道、調節池など）							
			下水道施設の整備（下水道幹線の増強施設、など）							
区	流域対策 「令和6年度までに時間 6 ミリ相当、19年度までに時間 10 ミリ相当の降雨の流出を抑制」	公共施設の雨水流出抑制	区施設の新築や改築、大規模改修などの機会を捉えた雨水流出抑制施設の整備							
			国、都などの公共施設に対する雨水流出抑制施設の設置指導							
			●単位対策量見直し検討							●単位対策量見直し検討
			公共施設整備における雨水流出抑制対策の調査、検討							
			雨水流出抑制施設の適切な維持管理							
		民間施設の雨水流出抑制	民間施設に対する雨水流出抑制施設の設置指導							
			●単位対策量見直し検討							●単位対策量見直し検討
			雨水流出抑制施設の設置工事費の助成							
			●助成要綱の見直し及び改定							
			民間への普及啓発（区ホームページやパンフレット、公共施設での雨水流出抑制対策取組例のPRなど）							
		みどりの保全・創出	みどりの保全と創出の義務付け（みどりの条例に基づく緑化や保全の協議） 民有地のみどりの保全と創出の支援（保存樹木制度、みどりのまちなみ助成制度、など）							
			農地の保全（生産緑地地区の指定、特定生産緑地制度の活用など）							
			●特定生産緑地の指定							
			公園等の整備（まちづくりと連携した公園整備、新たな事業制度の活用検討など）、公共施設の緑化							

区分		基本施策	令和３年度 (2021)	４年度 (2022)	５年度 (2023)	６年度 (2024)	７年度 (2025)	．．．．．	19年度 (2037)	．．．．．	
区	流域対策	雨水利用の促進	雨水タンク等の設置工事費の助成								
			●助成要綱の見直し及び改定								
			民間への普及啓発 (区ホームページやパンフレット、公共施設で雨水タンクのモデル設置によるPRなど)								
		流域対策の見える化	区ホームページ等での進捗状況(実績値)の公表 公共施設での雨水流出抑制対策例のPRによる、民間施設への普及啓発								
	家づくり・まちづくり対策	浸水情報の周知	区ホームページ、防災行動マニュアル等による公表(水害ハザードマップ、区内浸水実績など)								
		地下・半地下建物への浸水対策	区ホームページ、防災行動マニュアル等により、半地下建物の浸水危険性の周知								
			「東京都地下空間浸水対策ガイドライン」やパンフレットによる浸水予防対策の啓発								
			「目黒区建築物浸水予防対策指導要綱」に基づく検討結果報告書の届出								
建物への浸水対策		止水板設置助成制度の調査検討									
業界団体との連携によるPR強化		住宅メーカーホームページへの流域対策事業の掲載、住宅展示場等で雨水流出抑制施設のチラシ配布など									
	●一般向けPR用新パンフレット作成										
	リフォーム協会や宅建協会と連携し、イベント(住宅フェアなど)で区民、事業者等へPR										

区分		基本施策	令和3年度 (2021)	4年度 (2022)	5年度 (2023)	6年度 (2024)	7年度 (2025)	・ ・ ・ ・ ・	19年度 (2037)	・ ・ ・ ・ ・	
区	避難・防災対策	情報周知の充実	提供する情報内容の充実(水害発生時の浸水対策や避難に関する情報、水害ハザードマップなどの内容更新など)								
			伝達手段の充実、情報提供手段の多面化推進 (防災情報のメールマガジン配信、ツイッター、河川ライブカメラの映像の配信、区ホームページの災害時用への切替など)								
			国の「避難勧告等に関するガイドライン」に基づく、避難情報の適時適切な発令及び内容の適宜更新								
		避難体制の整備	防災行動マニュアル、要配慮者向け防災行動マニュアルなどの内容更新								
			区報、防災行動マニュアル、講演会などによる様々な避難方策の周知								
			災害時要配慮者避難支援対策の推進(避難行動要支援者登録者名簿への登載率向上など)								
			避難所の更なる確保に向けた取組(民間施設等の活用など)								
		水防体制の強化	水防訓練の充実(周知方法や訓練内容の見直しにより、若年層の訓練参加促進)								
			地域防災リーダー育成による地域防災力の向上(防災士資格取得支援やフォローアップ研修実施など)								
			防災学習の推進(パネル展示実施、応急救護講演会、施設見学会など)								
			危機管理体制の強化(態勢確保に向けた本部機能の強化、各種計画やマニュアルの改善)								
	緊急用土のうの設置	土のう保管箱を活用した、土のう利用方法や保管箱の設置場所や水害ハザードマップなどの周知									

第7章 区民、事業者等に取り組んでいただく主な取組（再掲）

区と区民、事業者等の役割分担

自助・共助 (区民、事業者等)	雨水流出抑制施設の設置のほか、区や地域から発信される情報を積極的に活用してもらい、自らの生命・財産は自分で守るという認識のもと、豪雨対策に協力していただく必要があります。
公助 (目黒区)	雨水流出抑制施設の整備促進をはじめ、水害の危険性の周知及び浸水防止対策の事例紹介など積極的な情報発信を行っていきます。あわせて、水害等の避難体制の整備や水防体制の強化といった対策を進めていきます。

1 流域対策

雨水タンクを設置し、雨水を有効活用しましょう！



出典：国土交通省「雨水活用のススメ」

雨水の流出を抑制する施設（浸透トレンチ、浸透ます）を設置しましょう！



※ 雨水の流出を抑えたり、雨水を貯める機能を低下させないため、施設設置後のキレイな維持管理（ごみ取りなどの清掃）も大切です。

区では雨水流出抑制施設や雨水タンクなどの設置を行う場合に、工事費用を一部助成しています。

対象規模	浸透ます、浸透トレンチへの助成内容	雨水タンクへの助成内容
個人住宅 (敷地面積 500㎡ 以上の新築は除く)	標準工事費又は実際に要した工事費のいずれか少ない額を助成、上限 40 万円	雨水タンク設置は上限 56,000 円 (ただし、雨水浸透ます、浸透トレンチとの併設を原則とする。あわせて上限 40 万円)

みどりを増やしましょう！

区ではみどりのまちなみ助成として、接道部、屋上、壁面の緑化に助成し緑化を推進しています。

接道部緑化の助成対象	助成額
道に面したブロック塀を撤去し生け垣などに改造する時や、生け垣などを新設する、または道路わきに中高木を植栽するときの造成費の一部	樹木 1 本当たり最大 27,000 円、 1 件当たりの限度額は 40 万円

屋上や壁面緑化の助成対象	助成額
建物の屋上に土を盛り芝や樹木で緑化したり、壁面をつたなどの植物で覆って緑化したりする際の造成費の一部	屋上緑化は 1 ㎡当たり最大 30,000 円、 1 件当たりの限度額は 70 万円 壁面緑化は 1 ㎡当たり最大 20,000 円、 1 件当たりの限度額は 70 万円

2 家づくり・まちづくり対策

身の回りの浸水リスクを知りましょう！

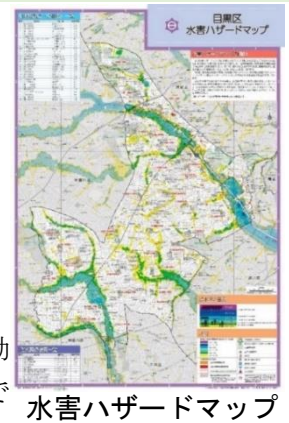
防災行動マニュアルまたは区ホームページに載っている水害ハザードマップで浸水の予想される区域等を確認できます。

身の回りに起きた浸水被害を調べましょう！

区ホームページで浸水履歴（発生年月日、住所、被害区分など）を確認できます。

家を浸水被害から守りましょう！

止水板の設置や、地下・半地下建物の所有者による浸水防止対策が有効です。防災行動マニュアルや「東京都地下空間浸水対策ガイドライン」で、地下空間の浸水対策を確認できます。



水害ハザードマップ

3 避難・防災対策

防災の知識を高めましょう！

風水害への備えや避難行動（避難場所や、在宅避難や垂直避難などの分散避難について）を防災行動マニュアルで確認できます。防災行動マニュアルは区総合庁舎や防災センターで配布しています。

気象情報に注意しましょう！

雨量、河川の水位、目黒川のライブ映像等を区ホームページで確認できます。目黒川では危険な水位に達するとサイレンが流れるためご注意ください。また、防災気象情報をメールにより自動配信するサービスに登録することができます。



防災行動マニュアル

地域防災力や避難行動力を向上しましょう！

防災に関するイベントなどに参加しましょう。区総合水防訓練では、普段家庭で使われる物で、家庭や事業所への浸水を防ぐ工夫を紹介し、参加者にも実際の取組を体験していただけます。区総合水防訓練や防災士資格に関する研修等の様子を区ホームページで公開しています。



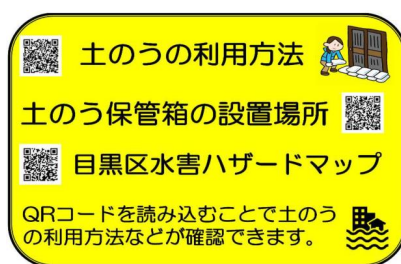
区総合水防訓練の様子(左：ゴミ袋と段ボールによる止水工法、右：区民による積み土のう工法)

緊急用土のうの設置場所を確認しておきましょう！

緊急時に自由に利用できる土のうの設置場所を区ホームページや防災行動マニュアルで確認できます。また、緊急用土のう保管箱に貼り付けられたQRコードを読み取ることで、土のうの利用方法、保管箱の設置場所、目黒区水害ハザードマップが確認できます。



緊急用土のう保管箱



<用語集>

用語	意味
【あ行】	
暗きょ	地下に埋設したり、ふたをかけたりした水路のことです。
溢水(いっすい)	河川の水が堤防から溢(あふ)れ出ることです。
雨水流出抑制施設	雨水を一時的に貯留し、又は地下に浸透させる機能を有する施設です。都市化によって低下した流域の雨水流出抑制機能を回復させます。
S D G s	S D G s (エス・ディー・ジー・ズ : Sustainable Development Goals : 持続可能な開発目標)は、2015 年(平成 27 年)、国連サミットにおいて全ての加盟国が合意した「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に掲げられた世界共通の目標です。 2030 年を目標の達成年限として、「誰一人取り残さない、持続可能で多様性と包摂性のある社会」の実現を目指しており、17 の目標(ゴール)と 169 の指標(ターゲット)から構成されています。
オリフィス	雨水貯留浸透施設においては、貯留及び浸透施設から雨水を放流する吐出孔などのことを示します。
【か行】	
河道(かどう)	川の水が流れる道筋。堤防のある場合はその間の区域をいいます。
危険水位	洪水により相当の家屋浸水等の被害を生じる氾濫の恐れがある水位です。(氾濫危険水位)
グリーンインフラ	自然環境が有する機能を社会における様々な課題解決に活用しようとする考え方で、昨今、海外を中心に取組が進められ、我が国でもその概念が導入されつつあります。
警戒水位	水防団待機水位(通報水位)を超える水位であって、洪水又は高潮による災害の発生を警戒すべき水位です。また、水防団の出勤の目安となる水位です。
豪雨対策	河川施設の整備と流域における保水・遊水機能の維持、水害に安全な土地利用の誘導等、河川と流域の両面から水害の軽減・防止を図る総合的な対策をいいます。
【さ行】	
災害時要配慮者	災害時に自力では避難が困難な障害者や高齢者などをいいます。さらに、避難生活に特別な支援が必要な妊産婦、乳幼児、外国人なども要配慮者として考えられます。
在宅避難	自宅等の安全が確保され居住できる場合は、自宅にとどまる避難のことをいいます。
自助・共助・公助	自らの身は自分で守る「自助」、自分たちのまちを助け合って守る「共助」及び行政による「公助」という考え方のことです。

用語	意味
垂直避難	建物内において、安全を確保できる高さに移動する避難のことをいいます。
生産緑地地区	生産緑地地区の指定を受けると、営農を前提に、建築物・工作物の建築や宅地造成等の行為が制限される一方で、固定資産税や相続税の優遇が受けられます。
【た行】	
地階	建築基準法では、床が地盤面下にある階で、床面から地盤面までの高さがその階の天井の高さの 3 分の 1 以上のものを、地階と定めています。半地下とはこれに当てはまらないものをいいます。
東京都豪雨対策アクションプラン	東京都豪雨対策基本方針に基づく 2020 年以降の取組について、「これまでの取組の着実な推進と加速」、「新たな取組による強化」、「令和元年台風第 19 号を踏まえた対応」を取りまとめた、おおむね 5 年間の行動計画です。
東京都豪雨対策基本方針（改定）	東京都では、近年の降雨特性や浸水被害の発生状況などを踏まえ、平成 19 年策定の「東京都豪雨対策基本方針」を 26 年 6 月に改定しました。甚大な流域被害が発生している流域・地区では「対策強化流域」及び「対策強化地区」を選定し、現在からおおむね 30 年後の達成を目標に、区部では時間 75 ミリの降雨に対し、浸水被害の防止を目指していきます。「対策強化流域」は目黒川流域、「対策強化地区」は目黒区上目黒、目黒区八雲地区を選定しています。
東京都総合治水対策協議会	総合的な治水対策を円滑に進めるためには、河川の整備などを行う広域的自治体である東京都と、貯留浸透施設の設置指導などを行う基礎的自治体である区市町村が連携して対策を進めていくことが必要です。そのため、都と区市町村が総合的な治水対策を進めるために立ち上げた組織です。
透水性舗装	舗装体を通じて、雨水を直接路床へ浸透させ、地中に還元する機能をもつ舗装をいいます。
特定生産緑地制度	生産緑地地区の指定から 30 年経過後は、行為制限の解除が可能となりますが、特定生産緑地に指定しないと税の優遇は受けられません。指定から 30 年が経過する生産緑地について、特定生産緑地に指定することにより、買取り申出が可能となる期日が 10 年間延長され、これまでと同じ行為制限を受ける代わりに、固定資産税の優遇や相続税の納税猶予が継続される制度となっており、10 年経過後も、繰り返し 10 年ごとに期日を延長することができます。
【な行】	
内水氾濫	川が増水して水位が上昇することで、降った雨を自然に川へ排水することができなくなり、水路があふれ出したり、下水道のマンホールのふたから下水が噴き出したりする現象です。

用語	意味
年超過確率	毎年 1/N の確率で○ミリ以上の雨が降ることを意味するもので、N 年に 1 回だけ降る降雨という意味ではありません。例えば、年超過確率 1/20 規模の降雨である 75 ミリ以上の雨まで対応」といった場合、年間 1/20=5%の確率で 75 ミリ以上の雨が降ることを意味します。
【は行】	
プッシュ型	必要な情報をユーザーや能動的な操作を伴わず、自動的に配信されるタイプの技術やサービスのことです。テレビやラジオなどのように情報提供者側からユーザーに対して情報が「押し出されてくる」印象からこう呼ばれています。
【ま行】	
民生委員・児童委員	地域で生活上の問題、家族問題、高齢者福祉・児童福祉など、あらゆる分野の相談に応じ助言・調査などを行います。保護や援助が必要な人がいる場合は、関係行政機関に連絡するなど区民に最も身近な存在として活動しています。
目黒区みどりの基本計画	目黒区基本構想、基本計画に定める「ともにつくる みどり豊かな人間のまち」の実現に向けて、都市緑地法に基づく「目黒区みどりの基本計画」として位置づけ、みどりに関する総合的な計画として、区自らが行う施策の基本方針を示した計画です。あわせて、区民や東京都・国などに対し、みどりの保全・創出・育成についての積極的な参加と協力を求めていく基本的な考え方を示しています。
【ら行】	
流域対策	流域対策とは、総合的な豪雨対策の一環として、流域内に降った雨水を貯留したり、浸透させたりして、河川や下水道への流出を抑制する対策のことです。流域対策として設置する施設には、防災調整池や貯留槽などの貯留施設と、浸透マス、浸透トレンチ、透水性舗装などの浸透施設があります。
流域別豪雨対策計画	「東京都豪雨対策基本方針」で選定された 9 つの対策強化流域において、地域の特性に合わせた河川整備や下水道整備、流域対策やまちづくり対策などの具体的内容を定めています。

参考：「内閣府ホームページ」
「国土交通省ホームページ」
「東京都ホームページ」
「東京都総合治水対策協議会ホームページ」
「東京都下水道局ホームページ」
「目黒区ホームページ」

目黒区豪雨対策計画

主要印刷物番号

2－52号

令和3年3月発行

発行 目黒区

編集 目黒区都市整備部都市計画課

東京都目黒区上目黒二丁目19番15号

電話 03－5722－9725

FAX 03－5722－9338

業務委託先 株式会社オリエンタルコンサルタンツ